

令和2年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和2年9月8日 午前10時00分 開会
午後 3時14分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 8番 川村優子 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	2	梨本 洪珪	一問一答	公共施設マネジメントについて	市 長 担当部長
				情報の管理と発信方法について	担当部長
				人口5万人チャレンジについて	市 長 担当部長
2	9	増田 順弘	一問一答	公共施設マネジメントについて	市 長 担当部長
				新型コロナウイルス感染に対する地域医療機関への影響と対策	市 長 担当部長
3	5	松林 謙司	一問一答	認知症事故救済制度の創設について	市 長 担当部長
				通級指導教室について	教育長 担当部長
				免許証自主返納者に対する電動アシスト自転車購入助成制度創設について	市 長 担当部長
				高齢者世帯エアコン購入費等助成制度の創設について	市 長
4	3	吉村 始	一問一答	ウイズコロナ下の市民活動への影響について	市 長 副市長 担当部長
				電子図書館の展開について	市 長 教育長 担当部長
5	6	谷原 一安	一問一答	県域水道一体化計画と葛城市水道事業の将来について	市 長 担当部長
				葛城市道の駅かつらぎ施設の指定管理について	市 長 担当部長
6	7	内野 悦子	一問一答	新しい生活様式に向けた対策について	教育長 担当部長
				学校安全対策について	教育長 担当部長
				健康寿命の延伸について	担当部長
				重層的支援体制整備事業について	市 長 担当部長
7	4	奥本 佳史	一問一答	専決処分のありかたについて	市 長 担当部長

				法定外公共物の取り扱いについて	市 長 担当部長
				葛城市の今後の自治体 I C T 政策について	市 長 担当部長
8	1	杉本 訓規	一問一答	幼児教育無償化後の影響	市 長 担当部長
				公園遊具について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月28日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は8名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、おはようございます。青雲会の梨本洪珪です。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問を始めさせていただきます。

今回3つ質問を用意してございますが、少し順番を入れ替えさせていただきます。まず第1番目に情報の管理と発信方法についてを質問させていただきます。その後、公共施設マネジメントについて、そして最後に人口5万人チャレンジについてと題して質問をさせていただきます。

これより先は質問席にてさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

下村議長 2番、梨本洪珪君。

梨本議員 それでは、始めさせていただきます。

私はこの議会議員にならせていただく前は、企業経営ということがメインの仕事だったわけなんですけれども、企業の経営者トップには、科学的視点が必要だというのが持論でございます。そしてこの科学的視点というのは財務に強いということと言い換えられるかもしれません。今は少なくなったかもしれませんが、一昔前はKKDの経営者という方が多かったと聞いております。このKKDというのは、勘、経験、度胸、これでも経営ができたということで、井勘定という言葉は多くの方がご存じかもしれませんが、この言葉は、細かく計算

などをしないで、大まかにお金の出し入れをすること、こういう意味でございますが、経済が右肩上がりのときはそれでも通用したのかもしれませんが。

ところで、この井という言葉、井勘定の井という言葉は何のことか、皆さんご存じでしょうか。多くの方がこの井というのは、井鉢というふうに思っらっしゃる方も多いかもしいないんですが、実は違うんです。語源で申しますと、昔、職人さんたちが、腰かけをして商売をされてた。そのときにここに物入れ、ドラえもんのポケットのようについてたと思うんですけども、これを井と言うんです。商売をする中で、この井から無造作にお金を出したり入れたり、時には私的な夜の遊びにもこの井から持っていくというようなこともあって、井勘定ということが由来として出てきたということです。

このように言葉一つにおいても、正確に知るには調べる、それから教わるといった確認作業が必要です。思い込みにより、腰かけの井と、井茶碗を混同してしまっは、どこかで議論がかみ合わなくなってしまうと、そういう事態も起こり得るわけです。今私が申しております、井勘定の経営というのは、これは直感的、そして感覚的な経営と言い換えられるかもしれません。その直感的、感覚的の対義語は何かといいますと、これが科学的なわけです。利益をあげている経営者は、私は例外なく科学的視点を持っていると、このように考えております。科学的であるとは、ある事柄について考えたり調べたりするとき、その方法が同じであれば、いつ、誰が、どこでやったとしても同じ答えや結果にたどり着くことであります。そしてかつ、原因と結果が関係性がきちっとあるということですね。つまり、企業においてトップが科学的視点を持つとは、決算書が示す正確な数字に基づいて財務分析を行う、そしてその分析から課題に対する因果関係を特定して自社の経営に生かす、こういうことだと私は考えております。

さて、行政ではどうかといいますと、民間とは違って財務とは言いません。行政では財政です。ここにおいて大きく違うのは何かといいますと、予算と決算の考え方です。企業会計においては、重きを置かれるのが決算ですね、この決算書をベースとしていろんな経営計画書を作り込んでいくということをやするわけなんですけれども、行政の場合は予算を重視します。これは法律によって必要な支出が決められているわけですから、予算がなければ行政は動けないわけです。この部分においては年度内に経営者の裁量で自由に出し入れできる民間の経営と、行政は大きく違ふと。このことから、予算と決算の重要性というのは分かると思います。

議会の役割においても、これはもう両方とも重要な役割であることには変わりはないんですが、例えば絶対に議決が必要な予算と、認定に付される決算では、行政に及ぼす影響度も違ふかもしれません。

以上の観点から、私は財政においては予算時に科学的視点が必要でないかというふうに考えておりますが、予算は決算期間内に審議します。つまり、ちゃんと決算が締まってない、その段階で予算の審議をするわけですので、その時点では決算確定値は得られないわけです。ということは、企業会計での試算表のように、見込みなどの数値を基に議論する部分もございます。その辺りの感覚というのは、議員や行政職員には当然ではあると思うんですが、内

情に詳しくあったり、関わったことがなければ市民感覚では理解しにくい部分かなというふうにも感じております。この部分に関しては、私自身も議員になって経験を積んで、理解を深めてきたこととございます。このように行政での議論は、予備知識のない市民には分かりにくい。丁寧に説明すれば理解はできますが、数字が一人歩きして誤解を招くことがあってはいけないとこのようにも考えております。よって議会や委員会での公式な発言においては、正確な根拠を基に、正確に情報を発信することが求められます。

これまでの私の一般質問においても、理事者側の答弁を見返すと、えてして慎重にお答えくださっています。今回も市民への情報提供は、責任を持って正確にお願いしたいということとをまずお伝えしておきます。付け加えるならば、答弁は理事者側の総意として、丁寧に答えたいと思っています。私もできるだけ正確に、誤解を生じないように、質問に臨ませていただきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、以上を念頭に情報の管理と発信方法についての質問から始めさせていただきます。

まず、情報の管理と発信方法における、葛城市の公式な手順について教えてください。

下村議長 企画部長。

吉川企画部長 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの梨本議員の質問にお答えさせていただきます。

地方自治法をはじめ、法令に規定されているものについて、公布や公表を行う場合において、市から住民の皆様へ周知する公式な手順といたしましては、葛城市公告式条例に規定されている掲示場、具体的には市役所の両庁舎前に設置されている掲示場でございますが、この掲示場に掲示することにより周知する、これが法令に基づく正式な公表の手順でございます。これを補完し、より多くの情報をより分かりやすく、またより手軽に市民の皆様へ情報を受け取ってもらえる手段として、広報かつらぎや防災行政無線放送を活用するとともに、市民の皆様をはじめとして、市外の皆様へも広く市からの情報を発信する手段として、市のホームページやSNS、あるいは奈良テレビ放送の文字放送やメディアへのプレスリリースなどを活用している現状でございます。

以上でございます。

下村議長 梨本議員。

梨本議員 今、企画部長にお答えいただきましたように、公式な手順は条例に規定された掲示場への掲示ということでございました。

これを補完する手段として、市民向けには広報かつらぎ、そして防災行政無線、広く発信する手段として市のホームページ、SNS、奈良テレビ放送の文字情報、メディアへのプレスリリースを活用されているということとございました。

発信方法については理解させていただきました。一方で情報の管理方法ということについて答弁がなかったんですが、これは個別に聞かせていただきます。

ところで最近、私は市民の方から決算額について質問を受ける機会がございました。その質問とは、まだ議員に開示されていない情報についてであり、私はとっさの返答に窮しまし

た。先ほど答弁された公式な手順における周知、これも私が調べる限りは確認できなかったわけなんです、決算額はいつ確定し、どのような手順で議会及び市民に知らされるのか教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

官庁会計におけます会計年度は原則といたしまして、4月1日から翌年の3月31日までの期間となっております。したがって、決算額として事実上固まりますのは、その後出納閉鎖整理期間が2か月ございますので、その出納整理期間が終了した後でございます。また、議会に提出いたしますまでの手順ということでございますけれども、地方自治法第233条第1項の規定に基づきまして、会計管理者は出納閉鎖整理後、3か月以内に決算書及び附属書類を作成し、市長に提出。市長は地方自治法第233条第2項及び第4項の規定に基づきまして、決算書及び附属書類を監査委員の審査に付します。それを受け、監査委員は決算審査を行い、決算に係る意見書が作成されるということになってございます。その後、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づきまして、市長は決算書及び附属書類に監査委員による意見書、それから主要な施策の成果を説明する書類等を添付いたしまして、議会へ提出することになってございます。議会へ提出されました決算は、決算特別委員会による審査を経て、議会の認定に付され市民への公表に至るといった過程をたどるものでございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 今総務部長に答弁いただいた内容に、私の認識との差異はございません。議会へ提出され、決算特別委員会による審査、認定に付され、公表に至ると理解しております。

では、一部の市民の方が決算額について議員より先に情報を得ているという状況はなぜなのでございましょうか。議会に知らされていない財政の情報が、先に第三者に公開されることがあるのか、教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、第三者をどのような方のことを意味するものか不明でございますけれども、監査委員の決算審査が終了し、議会で判断されるまでは暫定値、もしくは速報値としての扱いでございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 今、総務部長がお答えいただきましたが、暫定値、速報値として公開されているのだと理解はするんですけども、そうであるならばそのように正確に、これは速報値ですよ、暫定値ですよというふうに正確に記載して発信しなければならないんじゃないでしょうか。

以前より葛城市では情報の取扱いについて不祥事もございました。コンプライアンス研修まで全職員に受講させております。公式な手順以外からの情報開示につきましては、慎重を期していただきたいとお願いしておきます。また、議員であっても手元にない数字、これを市民から質問されては返答できません。その結果がどうなるのかということを理事者サイド

は予見していただき、くれぐれも議会軽視とならぬように配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、当然のことですが、市長同様、我々議会議員は市民の選挙により選ばれております。つまり、議会を軽視することは、市民軽視につながっていると申し添えておきます。市民への情報提供は責任を持って正確にお願いいたします。

さて、市民の方から受けた質問について、もう少し詳細にお伝えさせていただくと、その内容は、財政調整基金についてでございます。その市民の方はしきりに、7億円は誤情報で正しい残高は20億円であると、このように訴えてこられました。それはいつの時点のお話ですかとお聞きすると、令和2年3月31日現在という答えが返ってきました。今年の3月31日の時点、この時点では私は20億円という数字が出た記憶がございません。当時の予算資料及び行政からいただいた資料を全て見返しましたが、手元にあったどの書類にも見当たりませんでした。

一方で、誤情報とされる約7億円という数字は、私を含めて全ての議員に3月議会において配付された資料に記載がございます。令和2年度予算案の概要、これは行政側から我々に配られた資料でございますが、ここの8ページには財政調整基金の令和2年度末残高見込は7億891万9,000円と書いてございます。これは3月議会、予算特別委員会時における財政調整基金の令和2年度末残高見込として正しい数字でしょうか。教えてください。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 令和2年度の予算は令和元年11月から令和2年1月にかけて編成作業を行っております。その時点におきましては、令和元年度の予算は継続して執行されている過程でございますので、令和元年度一般会計補正予算（第4号）後の現計予算に計上されている財政調整基金取崩しがされたものとして、令和2年度当初予算における財政調整基金の取崩し額を減じて算出された令和2年度末の財政調整基金残高の見込数値は7億891万9,000円でございます。

議員がご指摘されました予算案の概要というものを持参しておりますので、その8ページに積立基金に関する調書というのを書いております。これを作成しましたのは、今申し上げた時期でございます。その中で財政調整基金の令和元年度末残高、これは令和2年3月31日を指しますが、これの見込額を14億9,756万5,000円と推定した数値を書いております。これは先ほど議員がご説明になりました予算の組み上げ方に、予算と決算の時期の問題に起因するところでございます。ですので、あくまで見込額であるということをご理解いただいているものと思います。これの結果的な数値が20億93万9,660円であったというのが、今回議会に提出させていただいております令和元年度の決算書の数字でございます。また、議員が説明いただきました令和2年度、令和2年度ですから令和2年4月1日から令和3年3月31日までの現計予算でございますが、その時点におきましては、7億9,000万円の基金の取崩しを計画しております。議員はこれが企業会計と非常に、行政の会計とは違うというのは、まさにそうございまして、予算を組み上げるときには、例えば定価が100円のものであれば、実質入札等で70円になってもそれは100円で計上する。事業も同じでございます。設計価格はかなり高いめでございますが、入札するように減ずる場合が多くございます。そうす

ることによりまして、基金の取崩し額は確かに7億9,000万円で計算しておりますので、その令和3年3月31日、これは年度で言いますと令和2年の末でございますが、そのときの基金残高の推定値は、見込額は7億891万9,000円でございます。ただ、その数字は見込額でございます。議員が過去3年ほどの予算書を見ていただきましたら分かりますように、例えばこちらには平成31年度予算案の概要、現実には令和元年度の予算案ですが、同じくこちらの8ページを開きますと、そのときの平成30年度末残高、財政調整基金残高は見込額として18億5,761万8,000円という見込みをしておりますが、現実にはそのときの見込額とはまた決算額は変わっております、21億4,000万円近くの数字でございます。また、令和元年度の現計予算におきましては、基金の繰入額は9億8,700万円繰り入れております。そのときの令和元年度末の見込額残高は8億7,263万8,000円という残高の見込みをしておりますが、現実には今回の決算書で出てきております令和2年3月31日現在の財政調整基金、預金ですね、の残高は20億93万9,660円というものでございます。これが議員がご指摘になる予算編成の時期と決算が締まるまでに予算を審議しないといけないという中での資料が出てくる、この資料の数字でございますが、行政の決算をご覧いただいてご理解いただいていると思いますが、ここ3年におきましては大体一般会計の予算額150億円としますと、その大体6%から7%は一旦基金は取り崩しますが、また基金へ戻しているという実情がございます。

以上でございます。

下村議長 ちょっと待ってください。

市長、もうちょっと答弁簡略にさせていただきたいと思います。時間の都合上もありますので、よろしくをお願いします。

梨本議員。

梨本議員 今、市長より本当に正確にといいますか、私が聞いていないことまで踏み込んでお答えいただいたわけなんですけれども、再度確認すると最初の質問がぼけてしまってますので聞きますと、3月議会においては予算特別委員会時における財政調整基金令和2年度末残高見込としての7億891万9,000円は正しい数字なんですね。そういうことでよろしいですね。あんまり時間取られたくないの、正しいか正しくないかを答えていただく、極めてシンプルな2択の質問をしております。正しかったら正しい、間違っていたら間違ってるとおっしゃってください。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 先ほど実は一番最初に答弁しております。令和2年度当初予算における財政調整基金の取崩し額を減じて算出された令和2年度末の財政調整基金残高の見込数値は7億891万9,000円でございますと答弁させていただいております。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 本当に行政の答弁は非常に分かりにくいので、正しいか正しくないかで聞いてますので、正しいということでよろしいんでしょうか。正しかったらその後の質問に進めるんですけども、これが間違っているとと言われると、私この後の質問に進めないわけですよ。ですから、正しいか正しくないか2択でシンプルにお答えいただけませんか。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 見込額として7億891万9,000円という数字でございます。これが後の決算で出てくる数字とは違うということは、見込額であるということをご理解いただいている議員の皆様にはそのとおりでございます。
以上でございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 正しいということにどれだけ抵抗感があるのかということが、私はよく分からないんですけども、少なくとも行政側から提出された資料に関してその数字が載ってるわけですから、私たちは正しいという前提で議論を進めてるわけですよ。だからそれを市民の方が誤情報であるということをおっしゃるので、いやいや、我々は正しい情報に基づいて議論を重ねてますよということを議会議員として申し上げないといけないということから、これは数字正しいですよという確認をさせてもらってるだけのことで、それほど難しい質問ではないと思います。

では、時間の都合もありますので少し進めさせていただくと、今ご答弁いただいたように、3月議会において審議された財政調整基金の令和2年度末残高の見込みは約7億円、正確には7億891万9,000円でございます。当然、私も予算特別委員会には委員として参加しておりました。何度も申しますが、これは葛城市の理事者側から議会に提出された資料に基づく数字です。決して議会や特定の議員がこの数字を作ったわけではございません。質問をされた市民の方にもこの資料をお見せしてご納得いただいたわけなんですけど、行政側から提出された数字が正しくない、間違い、誤情報ということであれば、予算特別委員会の審議をやり直す事態にもなりかねないわけです。

では、ここに関しましては先ほど聞こうと思っていたことを市長のほうから先んじてお答えいただいておりますので、令和2年度予算を審議する3月議会の予算特別委員会において、財政調整基金令和元年度末残高見込は14億9,756万5,000円でした。市民の方からは、しきりに20億93万9,660円ということをおっしゃってますが、確認させていただきますが、令和元年度末財政調整基金残高見込は、先ほど市長が答弁されましたのでもう結構ですが14億9,756万5,000円、これは正しい数字ですよ。本当にきちっと正確に答弁していただければ問題ないんですけど、私も現時点においては令和元年度末の財政調整基金残高が20億93万円であると、これが正しい数字であるということは認識しております。それは、先ほどの7億円と同じく理事者側から提出された9月議会で審議する決算資料にその記載があるからですよ。付け加えて言うならば、3月の見込み14億9,700万円から現時点の20億円まで、大きく数字が上積みされたのは市の職員一人一人が努力した結果、財政調整基金が戻ったということも理解しております。このことを評価させていただくのは、また別の機会にさせていただきますが、まとめると、以上の答弁から分かりますように、約7億円というのは、3月予算特別委員会時の令和2年度末残高見込です。約20億円は、現時点の令和元年度末の財政調整基金残高です。つまり、両方とも正しい数字であり、私の知る限り誤情報などどこにもございません。そもそも、比較対象でない数字を並べてどちらが正しいという議論は成り

立ちません。このどちらかの数字を誤情報ということは、私はその発信自体が誤情報になるのではないかなというふうに考えております。その7億円は誤情報と問い合わせられた方に情報発信元をお聞きすると、阿古市長のフェイスブックやユーチューブであるところのように答えられたわけでございます。私は冒頭で企画部長に答弁していただいた内容に、情報を周知する際、補完にSNSも活用するといった答弁がございました。では、市長のフェイスブックやユーチューブは市の公式な情報発信と考えてよろしいのでしょうか。教えてください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまの梨本議員のご質問でございます。

市長が行われております、フェイスブックやユーチューブについてでございますが、これは市としての公式なものではなく、あくまでも市長個人が一政治家としての活動としてその情報を発信されているものと理解しております。

以上でございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 市としてこれは公式ではないと。あくまで一政治家としての発言ですと、このようにおっしゃるのであれば、私からこれ以上申し上げることはございません。ただし、市民の方の中には先ほど私に質問された方と同じように、市の公式発信と誤って認識しておられる方もおられます。特にユーチューブにおいてはタイトルに葛城市長という名前が入っていて、非常に紛らわしい。一人の政治家としての発信は選挙で支持を問えばいいわけでございますが、行政の長としての発信は、その立場上預かる行政全体に責任が伴います。公式、非公式といった市民の混乱を防ぐためにも、公式ページや公式なユーチューブチャンネルを設置するなどして、行政の正確な情報として発信されることも提言いたしまして私の1つ目の質問を終わらせていただきます。

では、続きまして公共施設マネジメントについての質問に移らせていただきます。

8月21日に葛城市職員を対象とした、公共施設マネジメント職員研修が開催されました。

これは、画期的な提案だったと思うんですけれども、希望職員だけでなく、希望する議員の参加も認められましたので、私も所属する会派青雲会の議員5人と一緒に全員で参加させていただきました。

個人的な感想を述べさせていただくと、とても有意義な研修であったと考えております。私自身、自らの理解も深まると同時に、職員、議員の壁をこえて基礎知識を共有することができたと、このように感じております。特に印象に残っているのは、公共施設は公共サービスを提供する拠点であり、単に施設を提供するのが目的ではない。求められているのは施設ではなく、サービスの改善であり、公共サービスから公共施設を考えるとといったポイントがございました。そしてまた、施設マネジメントには、品質、供給と併せて財務の3つにおけるバランス、このバランスが非常に重要で、全てを満たすことのない問いであるため、サービスの絶対的な答えがない。ですので最善解を目指すマネジメントが求められるといった、こういった基本的な部分は再確認することができました。また、その研修の中でワークがあったわけなんですけれども、これは非常に貴重な機会がございました。職員の現場での悩み

などにも触れる機会もあって、コミュニケーションの場としても非常に有効であったというふうに考えております。

あくまでも希望議員への案内ということでございましたが、担当する管財課におかれましては、調整や内容への配慮など多大な苦労があったと思います。より多くの職員が理解を深め、現場の知恵を絞って、将来に向けた再編案の検討をすること、そして、市民の代表である議員もその理解を深め、市民との協働につなげることは、この公共施設マネジメントという大きな課題の最善解を得るために、必ず必要なことであるというふうに私も思います。貴重な機会を与えていただいた理事者側に深く感謝申し上げますとともに、今後もこのような機会をぜひ増やしていただきたいと個人的には思っています。

しかしながら、実務におけるここ数年の葛城市での進捗状況には不安しか感じておりません。それは、研修で教わったバランスの1つでもありましたが、将来にわたる財源についてでございます。私の6月の一般質問では、阿古市長の1年目、これは平成29年3月に作成されたものですが、葛城市公共施設等総合管理計画について内容を伺いました。そしてその平成29年の段階で、将来にわたる財源不足が指摘されていることを確認いたしました。では、今回はその下位計画でもある葛城市公共施設短期保全計画について伺わせていただきたいと思っております。

まずこの短期保全計画はいつ作成されたものなのか教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

葛城市公共施設短期保全計画でございますけども、平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画を上位計画といたしまして、長寿命化の推進を具体化し、長期修繕計画の当初5年間を対象といたしまして、限られた予算の中でどのように効果的、効率的に保全を実施し、公共施設の安全性や快適性を維持していくかについて、優先順位づけを行ったもので、平成30年3月に策定をいたしておるところでございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 今、総務部長にお答えいただきましたように、平成28年度、平成29年3月に策定された総合管理計画を受けて、平成30年3月にこの短期保全計画は策定されているわけでございます。つまり、この2つの計画は現市政になってから阿古市長の責任において策定されたものと理解いたします。前回の質問でも確認いたしましたが、これらの計画においては、将来にわたる財源不足が指摘されています。その使用する期間を65年で計算するならば、40年で309億円、年平均約7.7億円がかかるという試算がされており、計画的に予防保全を行って80年使用した試算においても、この先40年で約246億円、年平均にして6.2億円の経費が必要となるわけでございます。

しかしながら、葛城市の財政上、今後公共施設に投資できる経費の試算は、年平均3.9億円でございますから、単純に計算しても年平均で毎年2.3億円の財源不足となるわけでございます。平成29年3月の段階で総合管理計画の8ページには、全ての公共施設を今後も同じ規模で保有し続けるのは困難な状況と結論づけていることは前回も指摘いたしました。その

1年後に策定された、短期保全計画の5ページにも、全ての公共施設を今後も同じ状態で保有し続けるのは困難であることが明らかになっていると記載してございます。にもかかわらず、前回市長からいただいた答弁では、施設サービスは維持するべきであると私は考えております、複数施設が全て悪いとは私は考えておりませんというものでございました。

私が何度も指摘しているのは、この計画と市長の考えのずれなんです。相反する理屈が両立するはずもなく、どちらが正しいのかさっぱり分からない。そして、同時に6月議会の市長答弁においては、公共施設マネジメントを含んだ財政計画は作っていないとの答弁もございました。

では、お聞きしたいのですが、総合管理計画の8ページや短期保全計画の5ページに記載されている、今後ハコモノに投資できる額としての年平均3.9億円は何の根拠に基づいた数字でありましょうか。教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

公共施設マネジメント的な視点ということではございませんで、通常ベースの維持保全を実施する場合に必要なと見込まれた平成30年度から平成35年度までの間に実施予定の公共施設に係る経費、それとその他として計上している経費の合計額として、財政計画に計上されている上限値といいますのが年平均3.9億円ということになってございます。

下村議長 梨本洪瑋君。

梨本議員 通常ベースの維持保全を実施する場合に必要なという部分は理解できるんですが、公共施設マネジメント的な視点ではないということに対しては、正直驚いております。そもそも、施設維持の財源不足が分かっているながら、財政計画もなしに、施設総量の結論が得られるのでしょうか。少なくとも、通常ベースでこれほどの財源不足が指摘されているわけですから、公共施設マネジメントを含んだ財政計画の策定は急務と考えます。

では、さらに深掘りして、個別施設計画について伺わせていただきます。

ここで、総合管理計画、短期保全計画、個別施設計画と紛らわしい3つの言葉が出てきましたので、聞いている方が混乱しないように、簡単に計画の違いを私なりに説明させていただくと、総合管理計画とは、公共施設だけではないインフラ施設も含めた40年間の計画です。その下位計画である短期保全計画は、総合管理計画の40年からそのうちの5年間を対象としたものでございます。そして私が今から聞く個別施設計画というのは、起債を発行しようとした際に位置づけとして必要なものでございます。

では、庁舎についての個別施設計画はあるということは、以前の質問でも確認できているわけですが、その他の施設についてはこの個別施設計画はどうなっているのか教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

両庁舎に係る個別施設計画については、平成31年4月に策定をいたしております。その他施設ということでございます。学校施設の個別施設計画につきましては、令和2年3月に策

定をいたしておるところでございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 学校施設の個別施設計画が今年3月に策定されたという答弁をいただきました。

では、その内容と年平均の補修額が幾らかかるかについて伺わせてください。

下村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまのお問いにお答えさせていただきます。

本市では保有する公共施設におきまして、今後の行政サービスの維持向上と財政負担の軽減を両立させることを目的として、長期的な方針等を定めました葛城市公共施設マネジメント基本計画や、保有公共施設についての今後の総合的かつ計画的な管理に向けた方針等を定めました葛城市公共施設等総合管理計画を策定しています。学校施設は本市の保有公共施設の延べ床面積の約4割を占めておりまして、かつその建物が第2次ベビーブームを迎えた昭和50年代に建築された、建築後約40年以上のものが多く、これまでに部分改修が行われてまいりましたが、施設の老朽化が進行している状況でございます。このような学校施設の整備計画におきまして、葛城市公共施設等総合管理計画を上位計画に位置づけ、これに即したもので、今後の学校施設整備に長寿命化という考えを取り入れ、施設機能を維持しながら、これまで以上に長く使えるようにすることで、財政負担の軽減と平準化を図ることを目的とするものが、学校施設の個別計画でございます。

この計画の期間は10年間でおおむね5年ごとに見直しを行うこととしております。なお、今後の維持・更新コストにつきましては、長期的な視点から効果を試算する期間を40年としております。

次に、平均的な補修額につきましては、この計画において、古くなったら建て替えるといった従来型の管理の場合と、できるだけ長く使用するといった長寿命化型の場合、今後40年間に必要となる維持・更新コストにつきましては、試算から従来型では233億円、年5.8億円に比べまして、長寿命化型では219億円、年5.5億円と、年3,000万円の削減が見られます。また、直近の10年間の建替えコストの比較では、築後50年間を超える建物が多く含まれるため、従来型におきましては年間11億3,000万円に比べまして、長寿命化型では改修が中心となるため、年間6億3,000万円と、約半分の削減が見られます。

以上でございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 今の答弁では、長寿命化型というキーワードがございました。確かに、古くなれば建て替える従来型に比べて費用削減の利点はあるでしょう。しかしながら、8月21日の公共施設マネジメント職員研修において、講師である前橋工科大学の堤先生は、長寿命化は予算削減のための打ち出の小づちでなく、不必要な予防保全は費用増大を招くことを指摘しておられます。堤先生のレジュメから引用させていただくと、まず、建物を何年使うか、保有するかということを決める必要があり、それが決まることによってその後の対応を考える時期が決まるということでございます。あくまで私見でございますが、今の教育部長の答弁にはその視

点が抜けているように私は感じ取ってしまうんです。それぞれの学校施設においても、長期的な視点において、何年使うのか、いつ総量最適化の時期をはかるのかという検討もされずに、長寿命化にのみとらわれてはいないかというところを、私は聞きながら感じておりました。

また、この個別施設計画を策定するに当たっては、長寿命化策定委託料として1,300万円が計上され、これはコンサルタントに委託されています。担当部局の状況を知らないまま意見して申し訳ございませんが、長寿命化だけを計画するのであれば、職員でできなかったのかとを感じるわけでございます。少なくとも庁舎のときは職員で作成されたと聞いております。それだけの費用をかけたのであれば、人口ビジョン見直しとの整合性を持たせた上で、統合、新設の検討なども含まれてしかるべきと考えます。そして長寿命化においても、今後40年の維持・更新コストについての試算は、学校施設において219億円、年平均5.5億円という答弁をいただきました。それだけで既に葛城市が今後公共施設に投資できる3.9億円を超えています。

ところで学校施設の個別施設計画が策定されていることは分かったのですが、学校施設は短期保全計画の試算に含まれているのでしょうか。教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

葛城市公共施設短期保全計画に幼稚園は含まれておりますけれども、小中学校につきましては、別途計画を策定ということで含んでおりません。

下村議長 梨本洪瑠君。

梨本議員 小中学校が入っていないということは、保全する施設の優先順位づけをどう考えればいいのでしょうか。聞けば聞くほどよく分かりません。私が見る限りでは、短期保全計画にはほかにも入っていない施設がございます。この辺りの細かい部分も折を見て聞かせていただきたいと思っております。

財源の話に戻させていただくと、6月議会において、今後有利な起債の活用をすると、こういった答弁がございました。公共施設等適正管理推進事業債のことを指しておられたわけでございますが、先ほど起債を発行しようとした際に位置づけが必要なものとして、個別施設計画を上げさせていただきました。この有利な起債を使うためには、個別施設計画が必要ではないのでしょうか。教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

交付税措置がある有利な地方債でございますが、公共施設等適正管理推進事業債が活用できる事業でございますけれども、公共施設の集約化・複合化、それからユニバーサルデザイン化、長寿命化等を実施する事業で、公共施設等総合管理計画に基づき行われるもので、かつ個別施設計画に位置づけられた事業が対象ということになってございます。なお、公共施設と言われる市役所庁舎の除却事業というものにつきましては、個別施設計画への位置づけは不要ということになってございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 庁舎の除却に個別施設計画が不要なのは理解いたしました。基本的には必要であると、こういった答弁でございました。私は2019年3月議会の一般質問、昨年ですね、公共施設等適正管理推進事業債を活用した公共施設の集約化を提言させていただきました。そして、実際に県内他市町村ではこの起債を利用して様々な取組がなされています。私が調べた限りでは、吉野町では小中一貫校新校舎等建設、五條市では五條B認定こども園建設、王寺町でも義務教育学校南新築が年度内に着工されるということを知っております。これらは早くから方針を立て、個別施設計画を作成するという準備が整っていたから期限に間に合ったわけでございます。

一方、葛城市では学校施設の個別施設計画が策定された段階であり、有利と知りながらも現時点ではこの起債の活用には間に合いません。もちろん起債の期限が延長されるケースもございますので一概には言いませんが、ここまでの話を整理すると、葛城市の公共施設においては長期ビジョンがなく、長寿命化や維持保全といった対策に偏っていて、根本的、将来的な対策に遅れを生じていると感じるわけでございます。その現状においても、財源不足は毎年これは最低でも2億3,000万円以上に上り、それが今後ずっと続いていくわけでございます。長くなるのであれなんですけども、市長に伺います。簡潔にお答えください。財政面において複数施設を維持できる根拠を教えてください。簡潔にお願いいたします。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご指摘のとおり、葛城市におきましては平成28年3月に葛城市公共施設マネジメント基本計画を策定いたしました。築後65年目に現状と同じ同規模で建替えを行うことを前提として、現状の施設維持のための改修を実施した場合、今後40年間で改修に約175億4,000万円、建替えに133億7,000万円かかるというもので、合計で約309億1,000万円、年平均にいたしまして7.7億円が必要との試算結果を出しております。ただ更に恐ろしいことに対象の施設に属しますが、一般建物と庁舎こちらの場合は小中学校入っておりますが、図書館、公民館等になっておりまして、インフラ施設、公有地等は含まれてない中での試算でございます。その中の提言の中で長寿命化をすることによって年間コストの削減をうたっているところがございます。今後40年間で年平均約7.7億円が必要との試算結果が出た一方で、葛城市財政計画によれば、今後公共施設に投資できる経費の年平均見込みは約3.9億円となっており、約2倍の開きがあると指摘しております。そのため現在保有する施設について日常的な保守管理や定期的な点検、診断、修繕履歴等の把握、蓄積による計画的な予防保全に切り替え、施設をできるだけ長く使用することを想定し、建物を80年まで使用し続けた場合の試算を行うと、今後40年間で合計約246.4億円、年平均で6.2億円との試算結果となっております。

今現在はこの計画に基づきまして長寿命化計画のほうを推進しているわけですが、議員のご指摘のとおり私が就任いたしまして、財政計画そのものをまだ根本的には見直しておりません。就任いたしましてすぐに事務方に指示したのは、その時点の現状で持っている財政計画に長寿命化を考えておる新町運動公園の部分足しなさいという指示をしました。そのの

みを足して財政計画の見直しをさせたのですが、そのときにこのマネジメント計画は含まれていない。ということは、これは前回ですか、前々回の議員のご質問の中でお答えさせていただいたまさにそのとおりでございます。やはりこのマネジメント計画、特に施設間のこの計画をどうするかということにつきましては、行政は必ず財政計画を持っておくべきだと思います。これが私の、議員と同じ考え方ですので、これはタイミングを見まして財政計画の策定に入りたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 梨本洪珪君。

梨本議員 私が聞いているのは、財政面において複数施設を維持できる根拠という話をしていますので、その全く違うことを話されても、時間だけが経過していただくだけでございます。ちょっとその辺は注意していただきたいんですが、もうちょっと時間もございませんので、最後に1つだけ、人口5万人チャレンジについてだけ、1つだけ質問させていただきます。

前回の私の6月議会の一般質問において、市長から人口規模を拡大しなければ、葛城市の存続が保障されないという答弁がございました。これは私、非常に驚いているんです。私が調べた限り、人口規模が拡大されなければ市の存続が保障されないというそういう根拠がどこにも見当たらなかった。これはどういったことをおっしゃってるのか、この人口規模が拡大しなければ仮に市民生活にどのような影響が及ぶのかということをちょっと聞かせてください。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問いただいたときの答弁が若干食い違っておりますので、それを確認したいと思えます。

平成16年10月に合併したとき、新庄町と當麻町が合併して約3万5,000人少しでございましたので、一度も本来の市の要件を満たしていない。そのような小さな基礎自治体が市という要件をもってして、その基礎自治体の行政サービスを維持するということは非常に困難であるという認識を持っております。ですので、その人口規模を拡大しなければ葛城市の存続というものは保障されたものではないという表現をしております。ですので、微妙に議員がご指摘されたお話とは違うように考えております。葛城市自身はいまだに一度も市の要件を満たしておりません。その中でまず基礎自治体の市の要件を満たすということが最低限市という行政単位を取るに当たって、行政サービスを維持するに当たっての最低規模であるという認識を持っております。

以上でございます。

下村議長 梨本議員。

梨本議員 私は、今聞いているように市の存続が保障されたものではないということが非常に市民に不安を与えていると、こういった発信をすることは非常に市民の方が、葛城市どうなっちゃうんだろうという不安を感じておるといことも伝えさせていただいて、質問の意図としてはそういうものだったんでございますが、ぜひ正確に答弁いただくこと、このことを市長にもぜひお願いを申し上げまして、私の一般質問を終結させていただきます。

本日もご丁寧に答弁いただきました。ありがとうございました。

下村議長 これで、梨本洪珪君の発言を終結いたします。

次に、9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点ございます。先ほど梨本議員がご質問されたタイトルと同じでございますけれども、公共施設マネジメントについて。2点目は新型コロナウイルス感染症に対する地域医療機関への影響と対策について質問をさせていただきます。

なおこれより質問は、質問席にてさせていただきます。よろしく願いいたします。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 それでは、よろしく願いをいたします。

先日議会だより編集委員会で、市民の皆さんからいろんな意見を聞く機会を作ろうじゃないかということで、議会だよりのリニューアルの計画をさせていただいております。その中で、先日成人式実行委員会の方々との取材を終えていただきました。その中で議会に対してどのような印象をお持ちですかと、こういうふうなお問いの中で、議会でいろいろと議論されている内容が聞いてて分かりにくい、そういうお話もある市民の方、実行委員の方からご意見を頂戴いたしました。これだけインターネットで多くの皆さん方に聞く機会を作っているにもかかわらず、この会話の内容が市民の方に伝わらなければ、私としても非常に残念やなという思いをいたしましたので、比較的先ほどの討論と若干、市民目線で見たい質問と答えに進めてまいりたいという思いでございますので、答弁される方につきましても、易しく分かりやすい内容で進めていただけたらと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

公共施設のマネジメント、これ自体、何のこっちゃ分からんというお言葉もいただきました。分かりやすく、かみ砕いて私なりに表現させていただきますと、市民の皆さんが一人一人、それぞれの立場で利用していただいている数多くの市の公共施設が今どのような状態か、また今後どのように管理されるべきなのか、こういうことが公共施設マネジメントについてということの分かりやすい説明かなと思います。そういう意味で、そういう観点で質問を進めてまいりたいと思います。

まず、先日、先ほど梨本議員からも説明ございました、公共施設マネジメント研修が実施をされました。私も出席をいたしましたけれども、この実施目的、先ほど出ておりませんでしたのでまず目的についてお尋ねをいたします。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

葛城市では、公共施設に関する計画といたしまして、これまで公共施設マネジメント基本計画、それから総合管理計画、それから先ほどもございました短期保全計画という計画の策

定に注力してまいりましたが、これらの計画に基づきます公共施設マネジメントを実施に移すには、求められる新しい行政サービスの在り方を、職員自らが考え、全庁横断的に連携すること、また、市民の皆様方と協働、ともに働くというか、協力し合って成し遂げていくといった協働して取り組むことが必要と言われております。そのため、より多くの職員が理解を深め、意識を高めていくことが重要だと考え、実施をいたしたところでございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。先ほど紹介ありましたように、多くの職員の皆さん、それから議員の皆さんも参加をされまして、今後の公共施設、どのように維持管理すべきかということのを改めて私も勉強をさせていただいたというところでございます。今ご答弁ございましたように、全庁横断的な考えのもとに、この研修を契機に進めていくというお話でございましたので、この研修を契機に進まない公共施設マネジメントに対して、職員一人一人が意識を高めていただければと期待を申し上げるところでございます。

公共施設マネジメントにつきましては、平成16年の合併後、公共施設マネジメント基本計画など多くの機会を通じて検討を進めてまいりました。それぞれの内容と成果について若干検証をさせていただきたいと思っております。

時系列で見えていきますと、合併前の平成15年12月に作成されております新市建設計画、この中では公共施設に関しては、逐次検討・整備をしていくという程度にとどまっております。つまり、合併当時は2つの庁舎をどうするんだというものも含めまして、このようなことに関しての議論はなされてなかったというふうを感じるわけでございますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 もとものの旧新庄町、旧當麻町が合併し新しく葛城市が誕生する過程におきまして、様々な議論があったことは皆様ご存じのことと思っております。その中で合併協定書にはどういったことが記載されているかということでございます。それぞれの庁舎の呼称、呼び名、それから将来において新庁舎建設が必要となった場合には、住民の利便性に配慮するものとするという記載があるのが実情でございます。

下村議長 増田議員。

増田議員 その程度でとどめられておったというのが、まず合併当時の公共施設マネジメントに対する考え方であるというふうに私も認識をいたしました。

次に、平成18年10月に作成されております市の各種計画の最上位に位置づいております第一次総合計画、ここでは公共施設マネジメントのことについては触れておられません。

それから平成28年3月に策定をされました公共施設マネジメント基本計画において今後の公共施設の在り方について検討する時期に来ているということで、細かく分析なり方向を示されておったというのがまず最初の公共施設の進め方のスタートであんなのかなと感じました。その基本計画の中で、4点私が注目した点がございます。

まず、1点目は先ほども若干、梨本議員のところでも触れておられました、サービス保存の原則でございます。つまり、施設の再編や統合を進めても、現在行っております市民への行

政サービスは低下させないということを前提に進めていくというふうに私はこの言葉を理解いたしました。間違っていたら訂正をお願いします。

2点目でございます。何をおいても施設の安全性を確保することが重要と考えるというふうになっております。これはもう当然、公共施設によって耐震等の不足で事故等がないように、安全性をまず、ということがうたっていただいておりますというのが2点目。

それから3点目でございますけれども、現在の施設の量が床面積といえますか、総量といえますか、2町が合併したことで市の規模の割に施設が多過ぎるのではないかという議論が再々されておるところでございますけれども、この基本計画の中では実際はほぼ全国平均の床面積であるという実態でございます。また、類似団体での比較では、他市に比べて30%から40%くらい少ないと、同じような規模の市から見てそんなに多過ぎるというふうな数字ではないですよと、こういうこともうたわれております。

それから、4点目でございます。統合による施設の複合利用という考え方でございます。これは、後ほど細かくご提案も申し上げますけれども、文化会館とか体育館とかそういう個別の施設から、もっといろんな汎用性のある施設で、寄り合い所帯的なそういう施設の複合化をしないと、それぞれの個別の施設をそれぞれ持つことは効率よくないね、こういう考え方かなと理解をするんですけれども、この4点につきましてどのようなお考えかお尋ねをいたします。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

公共施設マネジメント基本計画から4点お示しをいただいております。その見解ということでございますが、公共施設マネジメント基本計画の内容を反復することにはなりますが、まず1点目のサービス保存の原則でございます。こちらは、ハコモノとしての施設がどういった形に変化しようとも、必要な市民サービスは低下させず、維持継続するといった理念でございます。

次に2点目の安全性確保でございますけれども、そもそも、この公共施設マネジメントが全国的に叫ばれるきっかけといたしまして、老朽化した公共施設の外壁が落下し住民が負傷したというような事例が出てきたということからでございます。事故等が起こってからでは取り返しがつかないということから、公共施設の適正な保全、安全性の確保は極めて重要であると考えておるところでございます。

3点目の施設保有量は、ほぼ全国平均という点でございます。葛城市が公共施設マネジメントの検討を始めましたのが、全国的にも少し早めであったということから、他の自治体や類似団体と比較しても施設保有量は平均的な状況ということでございます。

4点目の統合等による施設の複合利用ということでございますけれども、今後施設を更新、建替える場合には、複合施設を検討することとし、やむを得ず単独で建て替える場合には、規模、いわゆる床面積等を縮小するというふうな方針を示したところでございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。このことは今後公共施設マネジメントを進める上で、市民の皆さ

んとの重要な約束事の要点かなと思いますので、この辺のところを約束を守っていただいて、公共施設の統廃合を進めていただきたいというふうに考えるところでございます。

次に、平成29年3月に作成をされました、公共施設等総合管理計画につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画、これに沿って先ほどの基本計画の部分に道路等のインフラを加えて、今後の施設の管理の在り方について方針を示されたものであるというふうに理解をさせていただいております。この内容についてはほぼ基本計画の内容と変わらないというふうに私読ませていただいて理解するわけでございますけれども、1点、今後10年間の取組の方針という中で、庁舎の機能の在り方ということで、当麻庁舎は訪れる市民や、働く職員の安全面から早急な対応が必要というふうに明記をされております。前回の一般質問にも市長にお尋ねをした点でございますけれども、先日当麻庁舎西側の外壁に防護用のネットを張られたということでございます。この対策が先ほど述べた早急な安全対策というふうには私は思えません。早急な対応についてのお考え、それからネットを張られた理由についてお尋ねをいたします。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず当麻庁舎におけます安全面での早急な対応についての考え方ということでございますけれども、少し時間を要しておりましたが、令和2年度、本年度に公共施設再配置の検討支援業務として、葛城市の公共施設の再編案を複数作成いたしまして、概算費用の比較ですとか、メリット、デメリットの検討を行い、議会の皆様、それから市民の方々のご意見を伺いながら、より良い案に絞り込んで実施に移していきたいというふうに考えております。

その中で、当麻庁舎周辺も対象に含まれますので、できる限り早急に対応をしたいというふうに考えております。

一方で、当麻庁舎外壁にクラック、ひび割れですね、が多数発生しておりまして、小さなモルタル片が落下したことを受けまして、庁舎周辺を通行される方の安全を緊急、臨時的に守る措置として、防護用ネットを張ったものでございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 分かりました。ネットについては別、先ほど述べました市民や働く職員の皆さんの安全面の対策じゃないと。通行される方のまず落下防止対策であると、こういうふうなご答弁でございました。

次に平成29年7月に策定の立地適正化計画に、これも公共施設マネジメント関連計画であるかなというふうに思いますので、まずこの計画の内容でございます。

要約しますと、今後訪れる少子高齢化社会を見据えて、公共施設、住宅の都市部、住宅と公共施設ですね、こういったものを都市部に集約していくと、こういう解釈をさせていただきました。そもそも、阿古市長も以前にも述べられておりますように、葛城市全体がコンパクトなまちであると、そういう形態を持っておるというふうに私も思うわけでございますけれども、コンパクトを進めて山間部、農村部、こういった行政サービスをどのように保全していくのか、都市部に集約していくんだとなれば、ますます地方の疲弊というものが心配を

されるところでございます。冒頭に述べました行政サービスの保存の原則はどこへ行ったんだと言いたくなるようなこの立地適正化計画でございます。

もう1点、今人口が増加しております。微増であると思うわけでございますけれども、この増加しておるエリアと、立地適正化計画でシミュレーションをされておる住宅の集約エリアと若干違いがあると。市街化区域を想定された集約シミュレーションであるかなど、この立地適正化はですね。ところが、実情は市街化以外の調整区域での住宅開発が増加のエリアであるというふうなことから言いますと、この計画と違った方向でまちの形態が進んでおるといことも考えるわけでございますけれども、このことについてお考えをお尋ねいたします。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。ただいまの質問についてでございます。

葛城市立地適正化計画におけるコンパクト化の進め方でございますが、本計画では葛城市を4つのエリア、当麻寺・磐城エリア、尺土エリア、新庄エリア、忍海エリアと定めております。このエリアごとに医療、福祉、商業施設などその現状や特徴を踏まえた中で課題を洗い出し、地域づくりの基本方針を定め、講ずるべき施策を整理し、居住誘導地域と都市機能誘導地域を設定しております。山間部や農村部における行政サービスの保存についてでございますが、立地適正化計画では、都市機能を市街地に集約する計画であるため、山間部や農村部の特に高齢の住民の方につきましては、市コミュニティバスとの連携を図り、誰もが日常生活に困らないための行政サービス、交通ネットワークの整備、維持と、居住や都市機能の誘導配置を一体に考えたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現を長期的な計画の中で目指すものとしております。

次に、現在の人口が増加しているエリアと、立地適正化計画での居住誘導区域との違いについてでございますが、葛城市では市街化調整区域における既存集落の生活活性化に対応する1つの方法として、都市計画法第34条11号区域の指定をしており、宅地開発がされている現状であります。葛城市における人口増加の一因となっております。この区域に対する葛城市の考え方でございますが、本来、居住誘導区域には人口を集約させたまちづくりを進めることが望ましいものですが、住み慣れた地域を離れたくないという居住者の方も多くおられると思います。また、区域指定による新たな若い世代の居住により、多様な文化の継承やコミュニティ、集落の維持が可能となります。これらのことから、葛城市では市街化区域だけでなく、第34条11号区域を含めたまちづくりを一体的に考えていく必要があると考えております。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 話を、説明を聞いても矛盾点が多いと。この計画を真剣に立地適正化計画を進められるとなれば、市民の方々、エリア外の方々の意見も十分取り入れた中で慎重に進めるべきかなど。先ほどございましたように、行政サービス等の施設は、この市街化の住宅地域に集約すると

ということになれば、先ほどの部長の答弁、コミュニティバスでつなぐんだということでございますけれども、そうなればまた十分な再配備も必要になってくるのかなとちょっと懸念をいたします。

この計画につきましては、コンパクトなまちづくりということで、進められております国の考え方に沿った計画であるというふうに思うわけでございますけれども、この行政サービスの拠点を今後進めていくことから考えますと、計画にあるような各エリア、4エリアというふうにお話がありましたけれども、どのような施設をこのエリアで充実、進めていかれるのか、そのことについてお尋ねをいたします。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 立地適正化計画での4つのエリアに対する都市機能の誘導でございますが、葛城市全体のまちづくりを見た中で各エリアの特徴を生かした地域のまちづくりを行い、また施設の役割や性質などを考慮し、各エリアに必要な都市施設を誘導する計画が必要であると考えております。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。計画どおりというご答弁でございます。いずれの計画を先ほどから基本計画も含めた計画を見ましても、公共施設を逐次更新なり、集約を進めていく必要があるとされております。先ほどから財政面での懸念材料も十分あるわけでございますけれども、私はあえてここで財政面の懸念材料を挙げて公共施設マネジメントが止まるようでは問題であると。財政面については収入の確保でございますので、そこはそこで違った形での財政面、税収の確保に努めていただけたらいいかなと。公共施設については、公共施設を適切に進める必要があるというふうに考えております。むやみやたらに統廃合、利便性、サービスの保存の原則を無視したような公共施設マネジメントであってはならないというのが、私の考え方でございます。

それで、これを進めるに当たっての優先順位ということで、私何から手をつけていただけるのかなと、数多くの何ページにもわたる公共施設マネジメントの計画でございますので、どっから手をつけていいのやら分からんという状況かなというふうに思います。私から思うには、危険度、それから老朽度、これを優先して順次進めていく必要があるのかなと思うわけでございますけれども、優先順位についての考え方についてお尋ねをいたします。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問でございますけれども、まず公共施設マネジメント基本計画を策定するに当たりまして、一定規模以上の施設の劣化度調査といったものを行っております。ここでは基本情報だけでなく、建築関係、電気設備関係、機械設備関係の部位ごとの部材、それから仕様、それから数量、設置年と現地確認による劣化状況を記録いたしまして、それぞれの部位ごとに評価を行い、その結果を長期修繕計画に反映したところでございます。また、長期修繕計画の当初5年間を対象といたしました短期保全計画では、調査した現況劣化度といったものは部位の評価ということになりますので、施設全体の

評価を求めるため、経年劣化度という見方も併せまして、総合的な劣化度というものと、それからその施設の重要度、こういったものをマトリックスに整理をいたしまして、施設別の保全優先度の検討をいたした結果を短期保全計画に記載をいたしておるところでございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 今ご答弁をいただきました短期保全計画、ここで具体的に危険度、それから重要度を計画に挙げられておるということでございます。この保全計画につきましては、先ほどの梨本議員も幾度となく質問をされておるということでございますけれども、その都度前向きな答弁はされておるわけでございますけれども、結果は現状のとおりであると、進んでないのが現状であるというふうに思うわけでございます。この計画の最後に示されております、今後の進め方、3点ばかり整理をされておるかなと思いますけれども、今後の進め方と課題ということで挙げられております。この項目をいかに実行するか、これが求められておるというふうに思います。特に危険度の高い施設の対策につきましては、待ったなしの状況であるかなと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

今後の公共施設の在り方についての方向性ということで、私、2つ提案をさせていただきます。

まず、1点目でございます。各計画ともに記載をされておりますけれども、施設の複合化の考え方でございます。現状は先ほど申し上げましたように、保健福祉の施設、健康福祉センターとかそういった施設、それから体育施設、体育館という施設、固有の施設、それから教育文化施設、文化会館、部門ごとに専用施設というふうに存在をしておるわけでございますけれども、今後は既存の施設の活用なりリニューアルをしていただいて、エリア別に行政サービスを統合した拠点を配備、もしくは集約化を進めてはどうかと。私勝手に仮称市民センター、北部、南部の市民センターというものを、今既存の何々会館みたいなところをリニューアルしていただくというような方法はいかなるものかなという考え方でございます。

それから2点目でございますけれども、立地適正化計画に水を差すような提案でございますけれども、現状の公共施設につきましては、多くが道が狭い、居住地域内、こういったところに配備をされておるというのが現状でございます。こういったところ、地価も高い、それから十分な駐車スペースも確保できないということで、一部では交通渋滞の原因になっておるような施設も見当たるところでございます。このようなことから、今後は十分な道路幅のないところ、住宅の密集しているところとか、十分な道幅のないところは避けて、居住地周辺の郊外を検討されることを提案をさせていただきたいというふうに思います。1つ例を挙げますと、屯所建替えの件についてでございます。現状のほとんどの屯所につきましては、道幅の狭い場所でございます。少しでも早く災害現場に到着するという観点、また周辺住民への騒音など、こういったことを考えますと、道路幅があつて、住民の方に迷惑の少ない郊外を検討されるべきではないでしょうかというご提案でございます。

以上2点の提案についてご答弁を求めます。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。2つ提案をいただきました。ご提案ありがとうございます。

ます。

本市におきます公共施設マネジメントにおける基本原則は、先ほども申し上げてますように、施設の更新、建替え時には複合化を検討すること、やむを得ず単独で施設の更新、建替えをする場合は、規模を縮小ということがございますので、今後の施設更新、建替え等におきましては、その原則に従い実施していくことになるというふうに考えておるところでございますけれども、地域エリアごとに市民センターを設けるといったようなご提案だったかと思えます。この市民センターがどういった機能をお持ちなのかというところがはっきりしませんが、市民サービスの形態といったものが年々変化しております。情報通信技術の進展とともに、将来役所等にお越しいただかなくても行政サービスが受けられるようになることも想定をされるところでございます。面積的に小さな葛城市に3か所、ないしは4か所の拠点が必要なのかと、また必要な場合規模をどうするのかという様々な検討が必要ではないかと考えておるところでございます。

次に2点目の提案でございますけれども、そもそも施設それぞれが果たす役割、それから性質こういったものによりまして、立地場所の検討が必要というふうに考えておりますが、道路が狭隘な居住地内に立地することが好ましくない施設につきましては、施設更新、建替えの際に新たに適正な建築場所を求めることも検討する必要があるというふうに考えておるところでございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。市民センターと仮称で私が呼んだところでございますけれども、目的は先ほどございましたように、サービス保存の原則をどう進めていくのかという考えから、そういったようなご提案をさせていただいたということでございますので、先ほどの松本部長のお話ですと、コミュニティバスで中央にある距離の遠くなったところの施設に移動したらいいと。それから今、吉村総務部長が申されましたように、いやいやもう行く機会も、行かなくても済ませるような時代に来てるんだと、こういうようなご答弁でございますけれども、中心から外れたエリアに対するサービス保存の原則を形的に備える必要があるのかなという私のご提案でございます。

今ご提案申し上げました複合、このことにつきましては菅官房長官ですか、総理大臣の立候補の一番先に発言をされました。縦割りを変えていくという、こういうお話でございました。先ほどの複合化につきましても、縦割りの組織では進みにくい1つの発想かなというふうに思います。この縦割りの軸に横ぐしを刺していただくのは市長の役目でございますので、十分この複合化については市長のご判断を十分ご理解をいただきたいなと思います。

それから行政サービスの拠点が必要であると私が先ほどから申し上げておるのは、新たに施設を作ってくださいというお願い、提案ではございません。既存の施設を専用施設から空きスペースを利用した複合施設に変えていただければどうかと。ただ、今、何々文化会館という看板を市民センターという看板に書き換えて、多様な事業ができるような施設にリニューアルしていただいたらという提案でございますのでご理解をいただけたらと思います。

また、立地適正化計画については、現状の本市の住宅開発の状況から見ましても、望まし

い将来像とは思えません。さらに、公共施設を含む都市機能を市街地に集約する考えにつきましては、私はコミュニティバスに頼ることで解決できる問題ではないと認識しております。

いずれにいたしましても、この計画を進めることによる44か大字の住民の皆さん方が、平等に行政サービスを受けるという公平性の観点からも、立地適正化計画の進め方については不安材料がたくさんあるというふうにと考えるとございます。

以上のことを踏まえまして、市長のお考えをお尋ねいたします。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。ご提案いただきましたことに感謝いたします。

以前にも申し上げましたかもわかりませんが、葛城市において立地適正化計画というものが、本当に意味をなすのかということは、疑問に考えておるといことは以前にもお話しさせていただきました。葛城市の面積34平方キロメートル、山間部が3分の1ある、3分の2が平たん部の中で、果たしてそれぐらいの面積の中で立地適正化計画が要るのかどうかということやと思います。これは大きな市ですと、富山市ですとか、非常に大きな市ですと、ある種中心部に集めるというコンパクト化というのは非常に必要な作業になるんですけども、葛城市の面積要因から言えば、葛城市そのものが県西部のコンパクトシティの中心部になる可能性が私は全体としてあるのではないかなという考え方を持っているということは、以前にもお話しさせていただきました。ですので、今、葛城市は相反する2つの計画を進めております。1つは行政が持っております立地適正化計画、これはもう行政が持っておるものですので、それも加味しながら都市計画法の第34条の11号を適用した中での住居誘導をしております。それがある種5万人チャレンジという言葉にも集約される場所ではあるんですけども、葛城市の場合はかなりそちらのほうに向かう可能性が高い、向かえる可能性が高いエリアであるという認識をしておる。その中で、行政サービスの在り方をどうするのかという議員の提案やと思います。その行政サービスそのもの、事務方のほうが言いました、これは別に行かなくてもできますよというサービスもあれば、必ずしも行政サービスというのはそういうサービスだけではございませぬ。弱者と言われる方々、これは歩いてしかいけない、それもあまり長距離を歩くこともできない方々へ行うべきサービスというものは、やはり地元になればいけないという考え方を持っております。ですので、そういうことを加味しながら、これは集約できるサービスなのか、これは集約すれば、市民の弱者と言われる方々が非常に影響を受けるサービスなのかということ、区別しながら配置を考えていくという必要があるという考え方を持っております。これはまだこれから取り組んでいく話なんですけども、今現在葛城市といたしましては、短期保全計画に沿った形の修繕ですとか、今回今年度入れております中央公民館の耐震化、これは緊急防災・減災事業債を使える形への変更しての耐震化なんですけど、これも長期使うことを前提とした事業、約4億円の事業となっておりますが、そういう事業を入れた中で行っております。いち早く全体としてのマネジメントに対する財政計画を策定いたしまして、どういう形なら、葛城市としてこれから先、安定的な財政運営ができるのかということをも含めまして、行政内部で検討を含め、また議員の

皆さん方にご提案させていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 市長、ご丁寧なご答弁ありがとうございます。私は冒頭にも述べ、今説明もいただきましたけれども、財政面での検討も含めてと言われましたけれども、財政悪化によって公共施設マネジメントができないというふうなことは言い訳でしかない。収入は収入、費用は費用として必要な事業については進めていただく必要があるのかなと思うわけでございます。

公共施設の今後の在り方につきましては、今回説明いただきましたように各種の計画が立案されました。それに多くの時間、それからコンサルタント等による費用も費やされて進めてこられたということでございます。しかし、その目標達成に向けては、程遠い状況であると思います。先ほど市長のほうは短期計画で着々とということで、今回中央公民館、それから市民体育館の耐震を行っていただくわけでございますけれども、まだまだ進んでおらないというのが本市の公共施設マネジメントの進捗状況であるのかなというふうに思うわけでございます。慎重に財政面も含めてお考えを進めておられるということかもしれませんが、先ほど申しあげましたように、緊急性の高いもの、危険性の高いものから優先的に計画を進めていただくことを強く求めまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、新型コロナ感染対策についてお尋ねをいたします。

コロナ感染の終息につきましては、当分の間見込める状況にはないという思いでおるわけでございます。これから秋から冬に向かうところでございますけれども、コロナと同じような症状であるインフルエンザ等の風邪の発生のしやすいシーズンを迎えるところでございます。このようなことで市内の医療機関を利用される機会が夏よりも多くなっていくということから、十分な準備が必要であるかなと思うわけでございます。そのようなことから、現状の現場の実態について、中和保健所それから市内の開業医のお話も若干聞かせていただいたところでございます。それによりますと、今までなら少しくらい熱があっても周りの人も本人も、少し風邪気味かなというくらいで済ませておったというふうに思います。ところが、今は熱があるとなれば、市の施設もそうですけれども、体温を測っていただいて帰ってくださいと。即病人呼ばわりといいますか、そういう扱いになる。これは危険回避のための手段でございますけれども、他人との接触を控えるということが必要になっておるところでございます。また、コロナを疑う必要もございます。そういった場合にかかりつけのお医者さんに電話をするということになるわけでございますけれども、電話で問診をして、結果次第では病院内に来てくださいと。ちょっと熱あるんです、咳出ます、あーそうですか、ちょっと心配ですねと。お医者さんの駐車場まで行くとそこで待っててくださいねと、こういったことで念のために駐車場で診察をする場合もありますと、先生のお話でございました。それから中和保健所もそういう形態を取っておられるということを確認をさせていただきました。その際、当然でございますけれども、医師、看護師ともに大事を取って防護用のゴーグルなり、服を装着されます。その結果次第では、次の処置、要するに検査して検査場を案内されるということになるのかなと、こういう流れでございます。保健所におきましても、それか

ら公共機関においても問合せがあると、まずはかかりつけのお医者さんに相談してくださいと、こういう指導をされております。しかし現場では非常に先ほど言ったようなご苦勞、心配がされておるといのが現状でございます。先ほど言いました次の処置、結果次第では次の処置が取られるというのは、県内で設けられておりますPCR検査を受けられる病院への紹介というふうの流れとしてはなるのかなと思います。また、県内の検査体制についてどのような体制となっておるのか、ご質問をさせていただきます。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

市民の方が発熱し、医療機関にかかる場合の市内医療機関の現状及び県内検査体制についてでございますが、市内の医療機関におきましては、受診前にかかりつけ医に電話連絡していただき、医師の指示で先ほど議員からご説明いただきましたとおり、一般診療とは分けて、別室や駐車場で診察したり、時間をずらして診察を行っていただいている状況でございます。

また、市内医療機関にてPCR検査が必要と判断された場合の奈良県の検査体制でございますが、帰国者・接触者相談センターや、保健所を通じて新型コロナ感染症外来、ドライブスルー外来、発熱外来クリニックなどで検体採取を行うこととなっており、奈良県では9月1日現在、民間検査機関を含めて1日当たり最大717件のPCR検査を実施できる体制となっております。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。流れとしてはそういうことで、県内の検査機関はそのようにされておるといことでございます。

ここで、私が心配しておるといことにつきましては、コロナに発症している、いないに関わらず、疑わしきものは市内の医療機関にこの水際対策の負担を担っていただいているといところがございます。そして、そのことで日頃から他の症状で通院されておる患者の方々への影響でございます。市としても医師会とこのようなことについての協議がどのように進められておるのかお尋ねをいたします。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ただいまの医師会の方々との協議についてでございます。

葛城市内の医師会の先生方が所属されている北葛城地区医師会におきまして、医師会の先生方が協議されており、医師会の先生方が協議されている主な内容につきましては、奈良県立病院の院長を招待しての、県の検査体制の現状把握、既存病院を活用した輪番制の発熱外来クリニック設置に向けた検討、そして発熱外来認定制度への参加、それに伴う周辺住民への配慮、それと抗原検査の有効性等についての最新情報の共有などについて協議されております。また、市として医師会の先生方との協議についてでございますが、医師会の先生方の会議等に同席させていただくなど、日々変化する状況に敏速に対応するために、随時連絡を取らせていただき、情報の共有を行っているところでございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。協議は進められておるといった状況かと思うわけでございますけ

れども、発熱外来認定制度への参加、こういったことも市内の開業医には検討されて進められておるといふ状況もお聞かせをいただいているところでございますけれども、県内の複数の自治体において、このような状況を踏まえて、独自の検査センターを開設されているというふうになっておりますけれども、どのような状況かお尋ねいたします。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 県内では、橿原市や天理市など、地区医師会の協力の下、市町村独自で開設を行っている検査センターがございます。このほか、奈良県が独自に認定制度を創設した、発熱外来認定医療機関制度がございます。この認定制度は、一般の医療機関を、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として県が認定する制度を設けることで、発熱症状など、感染の心配のある方が身近なところで検査を受けられる環境を整えるものです。医療機関名は公表されておきませんが、9月2日現在で県内で62か所、中和保健所管内では25か所が認定されております。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 県内でそういったような検査体制も充実が図られておるといふご報告でございました。本市におきましても、このような検査センター開設に向けて前向きなご検討をお願いしたいと私は思うわけでございますけれども、市長のお考えをお尋ねいたします。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 これはかなり懸案でございますので、ちょっとだけ丁寧にお答えしてよろしいですか。

今現在、香芝市内の病院におきまして、北葛城地区医師会、葛城市、香芝市、広陵町、王寺町、河合町、上牧町が協力いたしまして、医師の輪番制を打ちましてPCR検査を実施する方向で協議をいたしております。葛城市といたしましては財政支援をする方向の打診をしておるところでございます。また、市内の発熱外来認定医療機関申請状況でございますが、9月2日現在で奈良県内62か所、中和保健所管内では25か所申請があります。葛城市におきましても箇所数は申し上げませんが、複数の箇所の申請をいたしておるところでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、これから秋、冬に向かってどのような変化をするのかということが、非常に気になるところでございます。当然のことながら感染症の拡大があるのかないのか、また、感染症そのものの扱いの変化も含めまして、いろんな変化に対して対応できるということが必要やと考えております。着々とその準備を進めたいという思いでございます。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。今のご答弁ですと、北葛城地区医師会と、これ私も知らなかったんですけども、葛城市の医師会というものはないけども、県内の支部として北葛城地区医師会に葛城市の開業医の皆さんは加入をされておると、そのエリアの中で検査場を輪番制で設けていただくと、こういうご説明でございました。それと同じような体制を取っておられるのが、私聞き及んでおりますのは、橿原、明日香、高取エリアの広域の検査体制というふう

に伺っておりますけれども、市独自ではなしに、県の北葛城地区医師会のエリアで検査体制を図っていただくと、こういうふうに理解をさせていただきました。こういった市民の不安を解消すべく対応を取っていただいているということに対して、非常に市民の皆さんとともに安心をさせていただきたいというふう思うわけでございますけれども、早い時期にこの体制整備をしていただくようお願いをしたいと思います。

また、発熱外来認定制度の加入につきましても、複数の市内の開業医の先生にご加入をいただいていると伺っておりますので、公表はできないということでございますけれども、そういったような整備も進んでおるということに感謝を申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

下村議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時30分

増田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務につきます。よろしくお願いを申し上げます。

5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

松林謙司君。

松林議員 皆様、こんにちは。公明党の松林謙司でございます。

ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。まず第1点目が認知症事故救済制度の創設について。第2点目が通級指導教室について。そして、第3点目が高齢者世帯エアコン購入費等助成制度の創設について。そして最後の第4点目が免許証自主返納者に対する電動アシスト自転車購入助成制度創設について。以上4点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

増田副議長 5番、松林謙司君。

松林議員 それでは、まず第1点目の認知症事故救済制度の創設についてお伺いをさせていただきます。

ある海外の研究では、2007年に日本で生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計されております。日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えております。まさに人生100年と言われる時代が現実味を帯びて到来をいたします。先進国の中でも群を抜いて高齢化が進む我が国が、更に寿命を延ばし、約半数の人が100歳まで生きる可能性がある時代が到来をいたします。目指すべきは高齢者から若者まで自分らしく元気に生き生きと過ごしながら年を重ねる社会の実現であります。

人生100年時代を迎えるということは、長寿の高齢者が多くなるということでもあります。したがって大切なことは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生き生きと元気に安心して老後を過ごせるという、このことが大事であろうかこのように思います。

高齢者が安心して過ごせる環境づくりは政治の重要課題であろうかと思えます。寿命が延びることによって高齢者の人口が増え、少子高齢、人口減少という社会状況の中では、当然、全人口に対する65歳以上の人口の割合である高齢化率は上昇することになります。

高齢になるほど発症リスクが高まる病気に認知症があります。したがって高齡化が更に進んでいくにつれ、認知症の患者数が更に膨らんでいくことは確実なことと言えます。日本は現在、世界でも類を見ない勢いで高齡化が進んでいます。高齡化には幾つかの段階があります。全人口に対する65歳以上の人口の割合が7%以上で高齡化社会、14%以上で高齡社会、21%以上で超高齡社会と言われます。日本は2010年ごろには高齡化率23%を超え、超高齡社会となりました。日本の高齡化は今後も加速し、2025年には高齡化率30%以上、2040年には高齡化率35%以上になると推計されております。認知症の有病率は平成29年高齡社会白書によると、2012年時点では462万人、有病率15%で、これは高齡者7人に1人の割合ということになります。高齡化の進行と比例して認知症高齡者数も増加しますので、2025年にはおよそ700万人、高齡者5人に1人、2060年には850万人、高齡者4人に1人になるとも推計されております。

ここで改めてお伺いをさせていただきますが、本市における高齡化率と今後予測されます高齡化率の推移をお示しく下さい。

増田副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市における高齡化率と今後予測される高齡化率の推移でございますが、65歳以上の高齡者人口は、年々増加傾向にあります。まず、奈良県の高齡化率は全国平均に比べると過去5年間におきましては、毎年連続して上回っております。令和元年10月1日では、全国高齡化率は28.1%でございました。奈良県の平均は31.2%でございまして、葛城市におきましては28.3%で、奈良県平均より低い値となっております。しかしながら、葛城市も年々高齡化率は増加しており、団塊の世代が75歳を迎える令和7年には、更に増加する見込みでございます。

以上です。

増田副議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。高齡化率は、近年増加傾向にあるが、奈良県よりも低く、全国とほぼ同水準で推移ということですが、高齡化率の上昇に比例して認知症患者数も膨らむという根拠に基づくならば、今後本市におきましても認知症を発症する高齡者も増えることが予測されます。

認知症は特別な人に起こる特別な出来事ではなく、年を取れば誰にでも起こり得る身近な病気とも言えます。認知症になっても生きやすい社会、認知症の人とともに生き、幸せに年を重ねていける超高齡社会の実現を目指し、その取組を急ぐ必要があります。おとし、公明党が行った100万人訪問調査運動でも、介護に関連する意見の中で認知症に対する不安の声が多く寄せられました。

ここで伺いをさせていただきますが、本市において徘徊により行方不明になったいわゆ

る認知症行方不明者の方の早期発見、保護のためにどのような取組をされておられるのか、具体的にお示しをください。

増田副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

本市におきまして、包括支援センターへ連絡のあった、65歳以上の行方不明になられた方の原因は大多数が認知症によるものでございました。認知症行方不明者の方の早期発見と保護のために次の取組を行っております。

まず、かつらぎネットMeまもり事業を行っております。これは、認知症により行方不明になる心配がある方の情報を事前登録し、行方不明時にその情報を基に各協力機関と相互連携し、対象者の早期発見を行います。事前の登録名簿は警察にも提出していて、情報を連携しております。

次に、徘徊高齢者家族支援事業を行っております。認知症により行方不明になったとき、その方の位置情報が分かる端末機を利用者が購入し、市が基本料金及び検索料を負担するものです。それ以外に防災行政無線での情報提供や地域での見守り活動をお願いしております。

増田副議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。全国的には、令和元年における行方不明者の状況によると、2019年1年間の行方不明者届出受理ベースでは、延べ8万6,933人、そのうち認知症に関わる行方不明者は1万7,479人で、統計を取り始めた2012年の1.8倍となり、年間連続で過去最多を更新、年々増加傾向にあります。

そこで改めてお伺いをさせていただきます。ここ5年間の市内居住の認知症またはその疑いのある行方不明者の人数を年度別でお示しをください。

増田副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 全ての徘徊による行方不明者を把握できてはおりませんが、包括支援センターへ連絡のあった65歳以上の徘徊された行方不明者の件数について平成29年度以降記録しております。

まず、平成29年度につきましては8件、平成30年度につきましては4件、令和元年度は17件、そして本年度であります令和2年度につきましては8月末時点で12件となっております。

増田副議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。2007年に愛知県で男性、当時91歳が列車にはねられ死亡する事故が発生をいたしました。列車にはねられた男性は認知症患者で、要介護4の認定を受けており、男性を介護していた妻、当時85歳は要介護1の認定を受けている状態でした。事故は妻が目を見送った隙に男性が外出をして徘徊中にホーム端の階段から線路内に立ち入り、列車にはねられたと見られております。鉄道会社は運行に支障が出たとして遺族に720万円の損害賠償を請求いたしました。こちらの裁判は名古屋地裁から名古屋高裁へと続き、最終的に結果が出たのは最高裁です。名古屋地裁では鉄道会社側の請求どおり720万円の賠償を命令されましたが、高裁では請求が減額し、最高裁では遺族に監督義務を負わせるのは酷だとして、

遺族側の逆転勝訴となりました。遺族側は損害賠償を支払う必要はなくなりましたが、最愛の家族を失ってしまったことには変わりはありません。また、逆転勝訴の判決が下されるまでの約10年間にわたる裁判は、ご遺族側にとりましても、多大な労力と費用のかかる非常に厳しい裁判であったことが推察されます。毎日新聞の調査発表によると、認知症またはその疑いのある人が列車にはねられるなどの鉄道事故が、2005年から2012年度までの8年間に少なくとも149件あり、115人が死亡していることが明らかとなっております。

認知症高齢者が増える中、認知症の人が徘徊中に事故を起こした際、本人や家族が多額の損害賠償を請求されるケースも起きています。そうした事態に備え、神戸市では2019年4月から認知症と診断された方を対象に、認知症事故救済制度を開始しました。同事業は、市内在住で認知症と診断された方が対象となり、保険料は市が負担するものです。万一何らかの形で認知症の人が責任を負った場合、最高2億円を支給する制度となっております。また、全市民を対象に、被害に遭われた場合は見舞金として最高3,000万円が支払われるという内容となっております。また、他の自治体でも導入の動きが活発化しております。市内に私鉄3社の8駅、32か所の踏切がある神奈川県大和市は、2017年11月に初めて高齢者を被保険者として公費で保険料を全額負担する制度を始めております。支払われる賠償金は最大3億円、対象は徘徊のおそれがある認知症高齢者の保護のために、市や関係機関で作るはいかい高齢者等SOSネットワークの登録者で、現在約330人、市高齢福祉課の担当者は、保険に加入できるメリットを感じて登録する人が増えていると強調をしており、利用者からも安心して外出できるようになったなどの声が寄せられているということでもあります。このように個人賠償責任保険を活用した補償制度の運用を始めている自治体は、既に39市区町村以上であります。人生100年時代、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと元気に安心して老後を送ることができるように、本市におきましても認知症事故救済制度を創設するべきであると思っておりますが、阿古市長のお考えをお示しくください。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 認知症って本当にかわいそうなといいますか、本人さんもご家族の方も非常にかわいそうな症状といたしますか、やと思います。

議員のご意見を今お聞きしまして、ちょっと研究させてください。しばらく研究させていただいて、一定の研究後に結論を出したいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 松林謙司君。

松林議員 よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

次に、第2点目の通級指導教室についてお伺いをさせていただきます。

この通級指導教室ですが、文部科学省の調査によると利用者が毎年増加傾向にあるということでもあります。私ごとで恐縮をいたしますが、多分私が小学生の頃には通級指導教室という教育指導法はなかったと思います。私のように通級指導教室という言葉自体にあまりなじみのない方もおられるかもわかりませんので、この通級指導教室ではどんなことをやっているのか、また通級の対象となる子どもはどのような児童生徒が対象となるかなどをお示しを

ください。

増田副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまのお問いにお答えさせていただきます。

まず、通級指導教室と申しますのは、通常の学級に在籍いたします比較的軽度の障がいがある児童生徒に対しまして、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室でございます。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、肢体不自由、病弱、身体虚弱の児童生徒が対象で、通常学級に所属しながら原則週に1時間から8時間、別室で自分の障がいの特性を知ったり、障がいの影響を和らげたりする内容の指導を受けるもので、全国的にその数は増加傾向となっております。

以上です。

増田副議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。インクルーシブ教育、すなわち全ての子どものための教育、子どもたち一人一人が多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセス、一人一人丁寧にそして皆と一緒に学ぶという両方の実現を目指す教育理念であろうかと、このように思います。

通級指導教室の担当を経験された先生の報告資料の一部を紹介させていただきます。

通級指導教室に通う子どもが、どのような特徴を持っているにせよ、その子の弱い部分からかう児童がいた場合、毅然とした態度で厳しく指導をするのは当然である。教師はその子の弱い部分への配慮や支援をしてあげたいと思うし、周りの児童へもそうするように指導することが多い。しかし、目に見えるその厳しい指導や優しいと思われる配慮が、この子に巡り巡ってどのような影響を及ぼしているのか、その子が本当にそうしてほしいと願っているのか、実はその子の成長の妨げになっていないか、というところまで通常の学級担任は考えが及ばないこともあるだろう。通級担当者はその視点を意識して在籍学級の雰囲気をつかみ、場合によっては担任の同意を得て、その子が信頼している友達の考えも聞き取るなどして、学級経営にも関わっていくといいだろう。

また、別のレポートには、児童にとっては、在籍学級が一番の場所であり、学級担任が一番の存在であるべきと思う。在籍学級で充実している児童は、通級指導教室が必要な場合であっても、授業を抜けてまで行きたい場所ではないのかもしれない。通級担当者が認めてくれるということはいずれ嬉しいが、学級担任に認めてもらえることのほうがずっと嬉しいのではないか。そうあってほしいと願っている。

通常の学級担任をしていたときに、通級指導教室に出かけていく児童を見送り、おかえりと迎えていたときは、その子がいない間に楽しいことはしないようにしていた。何となく出かけていく姿がさみしそうに見えたからである。帰ってきたときは、学級でどんな時間が流れていたのかを探るような表情をしていると感じていたからである。

以上、少し通級指導教室を担当する立場の先生からの紹介をさせていただきました。よき

教育環境に巡り会い、よき先生に巡り会うことは、子どもにとって最も幸福なことであろうかと思えます。

ここで伺いをさせていただきます。本市における通級指導教室の児童生徒の利用状況、何人の児童生徒が通級教室に通っているのか、また通級指導教室の拠点校はどこなのか、児童生徒別にお示しをください。

増田副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのお問いにお答えさせていただきます。

本市の状況でございますが、中学校では、新庄中学校に通級指導教室が設置されております。新庄中学校の通級指導担当教員が新庄中学校、白鳳中学校の両中学校におきまして、通級指導教室の任務に当たっている状況でございます。

本年9月1日現在で、新庄中学校で7名、白鳳中学校で2名、計9名の生徒が学習障がいの通級指導を受けている状況でございます。

内容といたしましては、生徒一人一人の困難度に応じて専門的な見地からカウンセリングを行い、学習支援を行っております。具体的には英語、国語、数学等の教科学習の中から個々に応じて週に1から2時間、通級指導教室にて学習をしております。生徒のニーズに合わせて学習することで、通常学級での授業にも落ち着いて臨むことができるようにと考えております。また、通級指導教室対象の中学3年生には、進路実現のための支援として、放課後に週1時間程度の個別指導も実施しております。課題といたしましては、通級指導担当教員が1人で個々のニーズに合わせて個別の学習を行いますので、授業の確保には制限があるというところでございます。

次に、小学校でございますが、現在本市には通級指導教室がないため、他校通級という形態で、香芝市が設置しております通級指導教室に當麻小学校から児童1名が言葉の障がいに対する学習のため通っている状況でございます。

以上です。

増田副議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。本市においては、中学校の生徒には通級指導教室は実施しているということで、小学校児童につきましては、他市で実施している通級指導教室に通っていたというのですが、本市において小学校児童に対する通級指導教室の開設を望む保護者の声は多数あります。私自身も複数の保護者の方より通級指導教室開設を望む声をいただいております。

ここで改めて伺いをさせていただきますが、本市において小学校児童に対する通級指導教室の開設を望む保護者の声に応えていただけるのかどうか、もし開設するというお考えなら、その開始時期と開設する拠点校はどこになるのかなど、杉澤教育長のお考えをお示しください。

増田副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

このお答えをするときに説明をしたいんですけども、現在の小学校の場合、通常学級か

特別支援学級かというこの2つについては、明確に基準もありまして分かれるんですが、この通級指導ということは、最近の教育方法でございまして、今は未知数でございます。ですから今後、通級指導するとなった場合に、県のほうで認めてもらわないとできないという実情にあるんです。

それで今議員のほうからご意見ありましたように、保護者の方からも通級指導教室の実施を望まれる声もたくさん聞いておりますし、現状通級指導教室の必要性も高まっておりますので、葛城市としても小学校の通級指導教室を実施したいというふうに考えまして、その実施に向けて鋭意、今努力を重ねているところでございます。ですが、先ほども言いましたように、県のほうからこの条件だったら葛城市、認めましょうということをお願いできないかと、人がつきませんので、ここでご質問のありました、開設時期とか拠点校については、今はお答えできません。でも、その通級教室を開設するための準備というものを今教育委員会として進めておりますので、その辺は前向きに取り組んでいると捉えていただけたらありがたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。通級指導教室を望む保護者の声に何とか応えていただけますように鋭意努力よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、次に第3点目の高齢者世帯エアコン購入費等助成制度の創設についてお伺いをさせていただきます。

今年の夏も猛暑の中、新型コロナウイルス感染症の影響で新しい生活様式としてマスクを着用する機会が増えることにより、例年に比べて熱中症の増加が懸念をされるところであります。環境省では平成18年度から熱中症の危険度を判断する数値として、暑さ指数WBGT湿球黒球温度、人間の熱バランスに影響の大きい気温、湿度、輻射熱の3つの要素を取り入れた温度の指標の情報の提供をしております。このWBGTが28℃、厳重警戒レベルを超えると、一気に熱中症患者数が急増をいたします。

ここでこの暑さ指数WBGTの基準は、WBGT21℃未満はほぼ安全ということで、青色で表記をされます。そしてWBGT21℃から25℃、この段階は注意ということで水色で表記をされます。そしてWBGT25℃から28℃、これは警戒ということで黄色で表記をされます。このレベルというのは、積極的に休息を取ることを求められるレベルであります。そしてWBGT28℃から31℃、これは厳重警戒ということで、だいたい色で表記をされます。激しい運動は中止というレベルでございます。そしてWBGT31℃からは、危険の段階であります。これは運動は全面的に中止、赤色で表記されます。こういう基準でございます。ちなみに2020年8月10日から8月16日の1週間この間のデータではありますが、東京、大阪、新潟、広島、福岡の6都市の日最高の暑さ指数WBGTの平均値は、危険レベルを示す31℃を超える状態が続きました。それに伴い、熱中症による全国救急搬送人員は8月11日の2,298人をはじめ、連日1,000人以上となり、8月10日から8月16日のこの1週間の間の総数は死者30名を含む、1万2,804人と極めて多くなったとあります。また、昨年2019年5月から9月

の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は7万1,317人でした。これはおとし、2018年同期間の救急搬送人員9万5,137人と比べると2万3,820人と少なくはなっておりますが、毎年多くの方が病院に搬送されています。そして救急搬送人員の年齢区分では、高齢者満65歳以上が最も多く、3万7,091人、全体の52%で、次いで多いのが成人、満18歳から65歳の成人、これが全体の34.9%、次いで少ないのが少年、満7歳から18歳、これが全体の12.2%、そして最後に一番少ないのが乳幼児、生後28日以上満7歳未満、これが全体の0.9%とこのような構成になっております。そして発生場所別の救急搬送人員を見ると、住居が最も多く、次いで道路、公衆、屋外です。そして仕事場の順となっています。このデータから言えますことは、熱中症により救急搬送される方は65歳以上の高齢者の方で、しかもご自身が住んでいる自宅で具合が悪くなるケースが多いと言えます。そして、今や熱中症による死亡者の約8割は65歳以上。今後もこの値は漸増していくと言われております。

東京都監察医務院、令和2年8月21日の発表ですが、この8月21日の現在、都内の熱中症による死者数は148人で、いずれも8月に入ってからお亡くなりになっています。8月1か月の死亡者数としては、これまで去年の115人が最多でありましたが、今年は8月の3週間だけで、既に大幅に上回った形です。去年は6月から9月の死者数を合わせても135人で、この数も既に上回っております。

ここでお亡くなりになられた148人のうち、最も多いのは80代で8割以上がエアコンを設置をしていないか、使用していなかったということであります。命に関わる危険な暑さから身を守るために、高齢者は特に暑さを避けるということが大切であります。命を守るためにも適温でエアコンを使うことは必須であろうかと思えます。内閣府の消費動向調査によれば、2019年における世帯別のエアコン普及率では、60歳以上の単身世帯では、79.8%とエアコンの普及率は8割以下にとどまっています。すなわち、高齢者の5人に1人はエアコンを所持していないこととなります。設置費用が高いことも原因の1つであると考えられます。このような状況の中で、最近高齢者世帯にエアコン購入費の助成事業を実施している自治体が広がりを見せております。

群馬県前橋市での取組を少し紹介をさせていただきます。その内容は、助成の対象者として、1点目、市内在住、住民登録のある65歳以上の高齢者のみの世帯、2点目、住民税非課税世帯、そして3点目が現に居住するエアコンが設置されていない住宅に新たにエアコンを購入して設置をする世帯。助成対象として、助成の対象とするエアコンの台数は1世帯当たり1台。既に1台でもエアコンが設置されている場合や買替えは対象外。助成金額といたしましては、エアコンの購入及び設置に必要な費用に10分の9を乗じた額とし、10万円を限度とするとあります。

本市におきましても、高齢者の命を熱中症から守る対策の1つとして、高齢者世帯のエアコン購入費等の助成制度を創設して、支援の手を差し伸べるべきであると思えますが、阿古市長のお考えをお示しく下さい。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 高齢者の方のいろんなところで考えていただいているんですけど、これも研究させてくだ

さい。どれくらいの対象者の方がおられるのか、またほかの自治体が提示はしていただいているんですけど、そのやり方ですとか、その辺の設計がどうなってるのかというのちょっと興味がありますので、ですから具体的に調べさせていただいて、市内でもどれくらいのご要望があるのかというの必要な数字になってきますし、具体的に研究させてください。

以上です。

増田副議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。よろしく研究をしていただき、いい結果でしていただけますようによろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

次に、最後の質問となります。第4点目に移らせていただこうと、このように思いましたが、私の質問時間等を考えますと少し中途半端な時間ともなりますので、本日は3点目の高齢者世帯エアコン購入費等助成制度の創設を切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

増田副議長 まだ12分ありますけど、いいんですか。

松林議員 かなり長くなると思いますので、中途半端になるとと思いますので、よろしい。

増田副議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をいたします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、医療関係者をはじめとする多くの方々の努力にもかかわらず、いまだ終息に向かえておりません。そして現在、ウィズコロナ、すなわち、コロナと共存する覚悟が、私たち一人一人に求められております。本日はこのウィズコロナ下における葛城市政の対応と、お考え等を伺いたいと存じます。今回の質問は2つございます。質問の1つ目は、ウィズコロナ下の市民活動への影響についてであります。2つ目は、電子図書館の展開についてであります。今回も議長のお許しを得まして、適宜パネルなどを用いながら質問に臨みたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

なおこれからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 初めに、ウィズコロナ下の市民活動への影響についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の休校や施設の閉鎖、イベントの自粛、また飲食店の営業時間の短縮など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。コロナの禍いと書きます、コロナ禍の終息を直ちに目指すことができない以上、オンライン授業やリモートワークの普及など、ウイルスとともに生きるウィズコロナを模索する流れになっています。そして、一定の収束を図れた後は、コロナ禍以前の生活様式を変えていく、いわゆるアフターコロナの社会になっていくものと私は理解をしております。

初めに、新型コロナウイルス感染に関わる人権侵害についてお尋ねをいたします。全国で

も新型コロナウイルス感染者への人権侵害の事象が幾つも報道されております。先月たまたまインターネットで見た九州のブロック紙、西日本新聞の記事を紹介します。

8月7日配信の〔長崎からの視線 コロナ禍の夏に〕という記事で取材を受けた被爆者の方がコロナと戦争とがどこか似ていると感じた共通点があると語っておられます。記事によると、取材を受けた93歳の被爆者の男性は、当時あった隣組という組織を振り返っておられます。その男性は戦時中、いつも周囲の視線が気になっていたそうであります。以下、新聞記事を引用します。

いま、世界を覆う新型コロナウイルス。自粛要請や新しい生活様式など国が掲げる方針に、従わぬ者を排除する「自粛警察」のような行動も現れている。何が正しい情報か確信を持ってぬま、一丸になって突き進んだ75年前の光景が現在に重なる。

引用は以上です。

私の身近な例でも、ある大学に通う葛城市にお住まいの学生さんが、その大学でクラスターが発生したという報道だけを理由にして、アルバイトの出勤を禁じられたという話を聞きました。

そこでお伺いをいたします。葛城市内で新型コロナに関する人権相談などは、これまでありましたでしょうか。また、その際の対応などについてもお聞きいたします。

増田副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

お尋ねの、葛城市に対しまして、新型コロナに係る具体的な人権相談は今のところございません。

しかし、本年4月1日、感染者発生予防に万全を期すため、市内の一部施設を閉鎖させていただきましたところ、葛城市のどこどこで感染者が発生したと聞いたが本当かと、具体的な大字名を表して根拠のない噂での感染者発生のお問合せが複数、市のほうに寄せられました。また、市に対して人権相談がなかったとしても、人権侵害につながる事象が起こっていないとも限りません。そこで、翌日に市民の皆様には、市のホームページで新型コロナウイルスの感染例につきましては、国や奈良県などの公的機関が発表しているとおりでありますので、不確かな情報には惑わされず、お互いがお互いを思いやり冷静な行動をしてくださいという旨の啓発文書を掲載し、同時に市職員にはそうしたお問合せに対する回答例を示して周知を行っております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 速やかな周知をされたということで、市の対応を評価したいと存じます。

今、新庄、當麻両庁舎の入り口近くやトイレ付近の掲示板などに「たたかう相手はウイルス」と書いたポスターが掲出されています。市の職員に伺いましたところ、葛城市の人権政策課と人権教育推進協議会とが日本赤十字社の啓発資料を参考にして作成されたということでもあります。葛城市の速やかな対応の1つであると理解をします。

それでは、今後葛城市として人権侵害につながる事象を把握した場合、どのような部署と

の連携や、どのような対応を想定されているのか、今後の取組についてお伺いをいたします。

増田副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 人権侵害を受けて相談をされる方には、教育委員会や子育て福祉課、健康増進課など、それぞれの内容に応じて関連する部署と連携して相談者に寄り添ってまいります。感染者や濃厚接触者本人は、保健所の指示に基づき、感染症に対する正しい対応をしていますが、周囲は不安から過度に警戒し、非難や排除の行動をするところに問題があると考えています。病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別を受けるのを恐れて熱や咳があっても受診をためらい、結果として更なる病気の拡散につながる負の連鎖です。たたかう相手はウイルスです。このポスターをご紹介いただき、啓発の機会を与えていただきありがとうございます。誰もが感染者や濃厚接触者となる可能性がある中で、お互いを傷つけコロナ禍を深めるのではなく、コロナを正しく理解し、お互いに支え合える社会を目指して一層の啓発に努めてまいります。

以上です。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 大変毅然としたご答弁をいただきました。人権政策課、人権教育推進協議会作成のポスターでも、病気のみならず不安と差別も感染症だと定義をされております。歴史上も不安や恐れが差別を生み出し、人の人生を踏みにじった過ちがありました。例えばハンセン病です。我が国では既に治療法が確立していたにもかかわらず、戦後も誤った国策の下、患者は強制的に隔離されたり、子孫を残せないように断種と中絶とが強要されたりしました。現在もハンセン病患者に対する社会的な差別意識は完全になくならず、元患者が療養所での生活を余儀なくされています。私たちは歴史に学び、そのような過ちは二度と繰り返してはならないわけですが、このたびのコロナ禍でも、とある飲食店が中国人観光客のみ入店禁止の貼り紙を掲出しました。これも不安から出た行動であります。特にこのたびの新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかる可能性がある中で、いつ自分が非難されるかもしれない、差別されるかもしれないという不安があります。しかし、先ほどの前村市民生活部長のご答弁にあったように、たたかう相手はウイルスです。無知や無理解から来る偏見に基づく不安や差別は、基本的人権を尊重する民主主義社会を築いていく中で正していくべき問題だと考えます。

さて、私は今年3月の住民参加のまちづくりについてと題した一般質問で、これも言うまでもないことではありますけれども、地方自治の主役は市民であると指摘いたしました。そして、市長と市職員とを併せた行政は、市民の自由闊達な意見を直接に、あるいは市議会などの議論を通じて聞いて、様々な意見があることも踏まえた上で今後のまちづくりに反映させていくべきであるというふうに主張いたしました。また、現在の人口減、少子高齢化時代には、市民と行政との協働、協力して働くという字を書く協働ですが、これが重要になってくるという考えを述べました。市民と行政との協働の1つに市民が自主的、主体的に行う市民活動があると考えますけれども、ウィズコロナまたはアフターコロナ下においても、市民活動の継続と活性化とは大事なことだと思っております。

まず、葛城市として市民活動に対しまして、どのような支援策があるのかお伺いをいたします。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの吉村始議員の質問でございます。

市民活動に対してどのような支援策があるのかということでございます。企画部が所管するものとしたしましては、市民がより積極的、主体的にまちづくりに参加し、より多くの市民参加、参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進し、魅力のあるまち葛城市を実現するため、市民団体が提案及び実施する事業に対し、補助金を交付する、葛城市市民活動支援事業がございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今おっしゃいました事業が葛城市に創設されたときに、私もたまたまボランティアで葛城市の情報発信をするNPOをやっておりました。この事業のお世話になったことがあります。

さて、この葛城市市民活動支援事業とは具体的にどんな内容のものでしょうか。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 市民活動支援事業の具体的な内容でございますが、補助対象となる市民活動支援事業には、市がテーマ設定した事業と、市民団体提案型事業がございます。

市がテーマ設定した事業は、子育て支援事業に関する事、環境保全・創出に関する事、安全・安心なまちづくりに関する事、空家の利活用促進に関する事、本市のシティプロモーションに関する事、本市の一体感の強化につながる事、本市の国際化・国際交流強化につながる事の7つのテーマのいずれかに該当する事業が対象となります。また、もう一つの市民団体提案型事業は、市民団体が自由なテーマで市の発展や活性化につながる事業が対象となります。応募のあった事業については、審査委員会において提案内容のプレゼンテーションを行っていただいた上で審査を行い、その結果に基づき、補助対象事業に選定いたします。選定された事業は最長3年間で、補助額は最大50万円まで支給されます。また、実施された事業の成果発表を毎年3月に行っていただいております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 ホームページを拝見しましたところ、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症防止のため休止中というふうにホームページではありますけれども、実際のところ現状はどのようになっていますでしょうか。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 市民活動支援事業の現状でございますが、令和2年度の葛城市市民活動支援事業の募集につきましては、年度当初に広報及びホームページで募集を行いましたが、このコロナ禍の影響により、審査委員と相談した上で募集を休止いたしました。しかしながら、昨年度に

市民活動支援事業に選定され、事業を実施されておりました地域食堂の運営をされております「おひさまキッチン」と、英語学習サポート及び国際交流事業を行われている「一般社団法人ブレンドone」の2団体から、このコロナ禍においても活動を再開したいとの強い要望もありまして、審査委員会に諮り、事業の継続性も勘案いたしまして、特例として昨年度以前から継続して事業を実施している団体にのみ、令和2年度の事業実施について支援している状況でございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 市民団体から強い要望があったということですね。そしてそれに対して行政としても支援をしてるということですね。よく分かりました。

私もそれぞれの主催者の方に状況を伺いましたけれども、「おひさまキッチン」は、まさにウィズコロナ下の状況でどうしてもイベントでの感染は防ぎたいと、そのはざまの中で粘り強く活動の再開を模索されている最中であるということでありました。

また、「一般社団法人ブレンドone」につきましては、すぐに英語レッスンをオンラインでの実施に切り替えるなどして、つまり、ICTを積極的に活用して活動を継続されているということであります。

葛城市民のために、ボランティア活動を継続して社会貢献していこうという市民団体、関係者の皆さんに改めて敬意を表します。

さて、葛城市市民活動支援事業は、市民と行政とが関わって協働していく方法の1つであるわけでありましてけれども、行政としての市民との協働、協力して働く、協働についてどのようにお考えか、見解をお伺いいたします。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます。協働についてでございますが、これからの自治体が施策を企画、立案、実行していく上においては、地域住民の方々から広く意見を聴くことが肝要であると考えております。

現在葛城市では、各種計画等を策定する場合に、パブリックコメントの手続による意見の募集や、市民参加型のワークショップを開催して、様々なご意見をいただいた上で各種計画等に反映させている状況でございます。また、市長が直接大字に出向いて、市民との対話によりまちづくりを話し合う、市政フォーラムを実施しておりますが、これについても、それぞれの地域が抱えている問題などの率直な意見を聴ける場として、有効であると考えているところでございます。

こうした市民の方々の意見や民間の企業や団体、大学などの様々な方面の方の意見を取り入れ、それぞれの立場で協力、協働して市政を推進していかなければならないと考えており、今後もこうした取組を充実していく必要があると考えております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 市民との協働について、行政の見解をお伺いしました。

市民と行政とは、もちろん協力すべき関係でありながらも、正直発想が違う部分があり、行き違いが発生したりする部分もあるかと思えます。今のご答弁にありましたように、それぞれの立場で協働することが大切なことではありますが、その前提として、それぞれの立場がきちんと尊重されていることが望ましいと考えます。例えば、先ほどの市民活動支援事業の対象期限は最大3年間です。しかし、市民活動は3年以内で終わるものもあるかもしれませんが、その後も長く継続されるものが多いと思えます。行政として、せつかくの市民との協働が長続きするように、技能を持たれた市民の方々の活動の場が更に広がっていくように、市民の要望を踏まえた支援や協働の形が必要ではないかと考えるものであります。

さて、次にウィズコロナ下で、市民と行政との協働の見本となる事例ではないかと私が思う行政と「かつらぎてれび」との協働についてお伺いをいたします。

ウィズコロナ下での健診や健康教室などを行うときには、ソーシャルディスタンスを確保することが必要となってまいります。ところが、ソーシャルディスタンスを行おうとすると、これまで集団でできていたことが、個別対応になったりして、時間がかかったり、反対に1人にかかる健診の時間が短くなったり、そのためやむを得ず内容説明を省略せざるを得ないなど、質の低下が危惧されるところであります。現在、市民の皆さんがボランティアで制作してユーチューブで配信されている「かつらぎてれび」では、保健福祉部、健康増進課の管理栄養士や、助産師出演による子育て指導の動画が配信されています。これは、ウィズコロナ下での弊害をなくすために、費用をかけずに工夫をしたアフターコロナ以降をも見据えた良いアイデアであり、今後の市の事業を実施する上でも参考になると私は考えます。

まず、「かつらぎてれび」にアップされている動画の利用方法についてお伺いをいたします。

増田副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

健康増進課で行っております健康診査や教室における健康教育媒体を、「かつらぎてれび」の方々のご協力の下、作成しております。

また、作成した媒体は公開しております。作成した映像の利用ですが、密を避ける等のコロナ対策のためのもので、ユーチューブで管理栄養士による離乳食教室や、助産師による両親学級の内容が見られ、健康診査や教室の会場で密にならず、自宅で見ること、健康診査の時間短縮という効果があります。

また、事前に映像を自宅で見、健診当日にご質問いただいたり、電話で映像を見ながらご相談をいただくなど、柔軟な対応を行っております。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 次に、コロナ禍におきましても、健康増進課では乳幼児健康診査などの母子保健事業を実施されていると思えますけれども、どのように対応されていますでしょうか。

増田副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 母子保健事業では、乳幼児健康診査、乳幼児相談、育児教室、両親学級、予防接種手帳交付会などがございます。

乳幼児健康診査は、受付時間を予約制にして、医師、歯科医師会の先生方にも通常より早く来ていただき、ご協力していただいております。換気も行い、少人数ずつ入館できるよう工夫しております。また、入館時の健康チェックも、チェック表を用いて実施し、保護者の方にはマスクの着用や手指消毒の徹底にもご協力いただきました。また、集団で指導を行っていた内容を、先ほどご説明しました「かつらぎてれび」の協力でユーチューブで配信し、時間短縮を図り、会場で密にならない工夫もいたしました。

相談事業も、個別予約制や電話相談で実施したり、教室は1回の対象をなるべく少なくして、2回実施。内容につきましては同じくユーチューブで配信して見ていただく等の対応しております。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 手指消毒というのは、耳慣れない言葉ですが手の消毒、手の指の消毒ということですね。はい、承知しました。

続きまして、母子保健事業につきましては、ご答弁のような工夫をされているということでもありますけれども、では、今度は成人の健診関係の事業につきましては、今後どのように対応をしていく予定でしょうか。

増田副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 成人の健診でございますが6月、7月に実施予定でございました、前期集団セットけんしんは、残念ながら中止いたしました。医療機関で受ける健診は通常どおり実施しております。また、後期の集団セットけんしんは、通常より回数を増やして実施する予定でございます。この集団セットけんしんでも、母子保健事業と同じく、感染対策をしっかりと行い、実施していく計画をしております。また、生活習慣病の予防について毎年実施し、参加者も増加傾向になっておりました慢性腎臓病予防講演会につきましても、医師会の先生、「かつらぎてれび」にご協力いただき、慢性腎臓病予防についての内容をネット配信していく予定でございます。このことで、日頃あまり参加のない若年層にも映像を通じてPRしていきたいと考えております。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今ご答弁いただきましたように、保健福祉部の対応はウィズコロナ下というこの機会にこれまで前例踏襲で行っていた事業を見直して、「かつらぎてれび」、医師会、歯科医師会とが横の連携を行って協働したことで成功した事例だと思います。

新しいことに挑戦するということは、時には失敗もし、時には市民の皆さんからのお叱りがあるかもしれません。しかし、コロナ禍の状況を前向きに捉えて工夫と努力をしておられる皆さんに、心からエールを送りたいと思います。

コロナ対応最前線におられる健康増進課の保健師の皆さんは、これは聞いた話ではありませんが、新人とベテランとが職場で実務をして行う、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングですね、OJTで夜遅くまで会議や協議、業界用語でカンファレンスと言いますけれども、行って、コロナ対応に奮闘されていると聞いております。そんな若い職員の皆さんが苦勞しながらも、葛城市に採用されてよかったと思ってもらえるような自治体であることを、私は

願っております。

さて、栃木県の宇都宮市では、今年6月に市民まちづくり部、みんなでまちづくり課というのがあるらしいんですが、そこが作成し、早速改定作業も行われた新しい生活様式に基づく宇都宮市地域活動ガイドラインで、自治会などの地域団体が安心して活動を再開するための指針を作成されました。私もたまたまインターネットで見つけまして、ダウンロードしましたけれども、特に市民の地域活動についての具体的な実施判断の目安が示されていて、ウィズコロナ下での市民活動の際の便利な指針になると考えます。葛城市においても、宇都宮市のようなこういったガイドラインの策定が重要ではないかなというふうに考えるものですが、いかがでしょうか。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます、ガイドラインの作成ということでございますが、新型コロナウイルス感染防止対策の観点からの新しい生活様式について、葛城市における自治会活動を行う上でどのような点に注意すべきかということは、大変重要な観点でございます、またその活動の基準となるガイドラインの策定は大切であると考えているところでございます。

現在、葛城市において事務局を行っております奈良県自治連合会においても、このコロナ禍において、それぞれの地域の自治会活動で、具体的にどのような工夫をされておられるのか取りまとめをし、各地の自治会活動に生かしていただく取組を行っている状況でございます。

また、感染症対策の専門家で、元奈良県職員で、現在畿央大学健康科学部の教授である根津先生に、感染症拡大の中での自治会活動についての留意点をお聞きし、専門的な見地からお話を伺うことになってございます。

こうした各地の取組や専門家からの助言を踏まえ、国や県からの情報とともに住民の皆様にお伝えし、より安全に安心して地域活動に取り組めるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 市民活動、それから地域活動に参加される市民の皆さんに分かりやすいガイドラインの策定をどうぞよろしく願いいたします。

さて、既にもう募集は終わってるんですけども、日本財団が新型コロナウイルス感染症に伴う社会活動支援事業という名称の事業を今年の夏に募集したことをご紹介いたします。

対象団体は、一般社団法人や社会福祉法人などの法人で、対象とされた事業は次のとおりでありました。

ウィズコロナ時代において、社会課題の解決や社会価値の創造を通して、ほかのモデルとなるような社会を変える事業であり、これまでの発想や方法ではなく、社会の仕組みや構造、制度を変えるモデルとなる事業ということです。

これを見まして、私は例えばリモートワークという働き方1つとっても、新型コロナウイ

ルスの感染拡大を防ぐために新たにできた働き方ではなくて、もともと目指されていたものが、コロナ禍によって普及が加速されたにすぎないということ、こういったことも改めて実感したわけであります。

市民と行政との協働の形も、ウィズコロナ下の状況を、これを災難とだけ捉えるんじゃないくて、積極的に捉えて、前例踏襲を見直したより良いものが1つでも、2つでも形になればと願うものであります。

さて、副市長にお伺いいたします。副市長は、この春総務省からお見えになりました。以前は高松市の財政局長も務めておられました。副市長、ご承知のとおり葛城市は市としての財政規模は大きくありません。葛城市の限られた財政の中で、ICTを活用した市民活動活性化のための支援策について、どのような方法が考えられるのかお伺いをいたします。また、参考にできるほかの自治体の事例があれば、併せてお聞きしたいと思います。

増田副議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 吉村議員の質問にお答え申し上げます。

ICTを活用した市民活動活性化の支援策としての唯一の答えがあるわけではないと思っております。ICTによる地域活性化や、官民協働の取組事例といたしましては、例えば、総務省のホームページにおきまして、ICT地域活性化ポータルサイトというものがございます。このサイトなど様々な事例を参考に本市に合った支援策について検討していくことが重要だと思っております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 一口に市民活動といいましても、様々な目的がありますし、参加されている市民の思いもいろいろであります。葛城市民の実情に合った活動を後押しできる支援策の検討をお願いしたいと思っております。ウィズコロナ下の市民活動への影響については、以上でございます。

続きまして、電子図書館の展開についてお尋ねをいたします。

葛城市立図書館における電子図書館の運用や利用の促進策について、これからお伺いするわけですが、今月の広報かつらぎ2020年9月号の3ページに、新型コロナウイルス、市の追加支援策の中の①感染症対策の強化の1つとして、幼稚園、小・中学校の感染予防、GIGAスクール構想への支援事業などと並んで、電子図書館事業が挙げられておりまして、そして電子書籍の試験的導入とあります。これは、先月7日開催の臨時会で承認された補正予算の電子図書館事業と理解をするものでありますが、具体的にどのような事業でしょうか。

増田副議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 教育委員会理事の西川でございます。よろしくお伺いいたします。ただいまの吉村議員の質問でございます。

電子図書でございますが、利用に当たりましては事前に図書館において手続をしていただき、IDとパスワードの交付を受けていただくと、その後は図書館へ出向いていただくことなくパソコンやスマートフォン等の電子機器があれば手軽に安全かつ安心に、コンテンツ、

図書をご利用いただけます。

また、紙媒体の書籍はお一人1冊ですが、電子書籍ですとコンテンツにもよりますが、3人程度の方が同時に閲覧できるようなメリットもございます。

以上です。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今電子図書のイメージといたしますか、それをご説明いただきました。8月25日付の奈良新聞の報道にもありましたけれども、奈良県内の公共図書館でも電子図書館の導入が広がっております。こうやって1面で奈良新聞に掲載されましたけれども、県内のほかの自治体の状況はどのようになっていますでしょうか。

増田副議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 現在、大和高田市立図書館、広陵町立図書館、斑鳩町立図書館、奈良市立図書館の導入済み4館と、本年10月導入予定の香芝市民図書館と、大和郡山市立図書館の6館となります。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 電子図書館の実際につきましては、葛城市の近隣の大和高田市立図書館と、広陵町立図書館とで私直接行って話を伺いましたので、一定のイメージは持っております。導入の経緯につきましては、広陵町が5年に1度の図書館システムの入替え時期と、平成28年4月開始の障害者差別解消法等を契機と、きっかけとされたということ。それから、大和高田市おきましても、障害者差別解消法の施行を受け、読書環境の整備を行い、読書支援サービスに結びつけられることを目的とされたと聞いております。

では、葛城市ではどのような目的で電子図書館の導入に至ったのか考えをお聞かせください。

増田副議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いまして、4月初めから5月末まで2か月間にわたり、図書館を臨時休館したことによりまして、市民の皆様には図書館を利用しただけことができず、コロナ禍の最も読書が必要とされるときに、図書館の資料を生かすことができなかつた現状を憂慮し、いかなる状況下であっても市民の読書環境を維持し、いつでもどこでも読みたいときに利用できる図書館を作るためには、電子書籍の導入が必要であるとの判断をいたしました。さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、読書バリアフリー法にもありますように、総合的に、計画的に読書環境を改善するためにも、従来の紙媒体の資料や、点字図書、録音図書に加え、電子書籍やデジター図書などのデジタルコンテンツを購入し、図書館利用に障がいのある人も図書館の資料を利用することができる体制づくりが必要であると認識いたしました。この導入によりまして、図書館に来館せずとも、図書館の本を読むことが可能になるため、自宅が図書館から遠く、移動手段がない方、日中仕事や子育て、介護などで開館時間内に来館できない方、障がい等があり、図書館の利用が困難な方にも図書館の本をご利用いただく手段として、電子書籍導入の必要性を感じているところでございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今ご答弁にありました、読書バリアフリー法につきましては、以前内野議員が一般質問をされてまして、CD-ROMに音声やテキスト、画像などを収録したデジタイズ図書につきましても、葛城市立図書館では既に蔵書をされておられるということでありました。電子図書の導入につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止も、これも理由の1つではありますが、障がいがある方への資料提供や、様々な理由で図書館への来館が困難な方への図書館サービスの提供を重要視したというようなご答弁で、その導入の大きな理由であるということも理解をいたしました。

さて、電子図書館システムにつきましては、代表的なのはTRC、図書館流通センターのものでありますけれども、ほかにも業者はございます。先ほど紹介しました大和高田市立図書館と広陵町立図書館、そして斑鳩町立図書館の電子図書館サイトを見比べましたところ、よく似通っております。どうしてですかと聞きましたら、いずれの図書館も以前からの経緯で同じ電子図書館システムを導入したということであります。

葛城市の今後の業者選定と導入の見通しについてお伺いいたします。

増田副議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 電子書籍導入に伴う業者選定につきましては、葛城市に指名願を提出している業者で、電子書籍の導入が可能な業者を選び出し、業者選定委員会に諮り、業者の選定、その後入札、そして契約という手順となります。導入業者の決定後できる限り早い段階で契約を交わし、導入に向け準備を進め、11月中の運用開始を目指していきたいと考えております。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 次に、導入予定のタイトル数、そして全体の本の蔵書構成に当たるジャンル構成の予定についてもお伺いをしたいと思います。そしてその理由についてもお答え願えますでしょうか。

増田副議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 今年度のコンテンツ購入予定数は、120タイトルを予定しております。導入業者によりましては、オプションコンテンツとして業者が選定したコンテンツのセットを安価で提供する仕組みもございますが、古い経済書や新聞記事をコンテンツとして取り扱い、利用者のニーズにそぐわないものも含まれるため、本市におきましては司書が一冊一冊選書し、購入することにしております。コンテンツのジャンル構成につきましては、電子書籍の利用対象は、子どもさんからお年寄りまで全世代に利用していただくことを前提にしております。そのため、購入するコンテンツは紙媒体の資料と同様に、子ども向けの絵本から一般向けの小説や実用書まで、多岐にわたり収集していきたいと考えております。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今回は、電子書籍の試験的導入というふうに伺っております。タイトル数が120と少ないのはそれが理由であろうと理解をいたします。しかし、広陵町、大和高田市ともにおよそ4,000タイトルからスタートし、毎年およそ100タイトルずつ増やしていているというふう

に聞いております。電子図書館は一度やめてしまいますと、システムの再構築にまた費用がかかるというふうに聞いております。葛城市立図書館におきましても、電子図書館をまず本格的に導入をしていただきたいということと、それからあとタイトル数も今後、他館並みに増やしていただきたいと思います。この2つを要望したいと思います。

さて、電子書籍につきましては、印刷物としての書籍を補完するものもあります。もちろんありますけれども、電子書籍ならではの機能を持ったものもあります。それらをどのように生かしていくのでしょうか。また、図書館のほかの蔵書との兼ね合いについてはいかがでしょうか。この辺りをお伺いいたします。

増田副議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 電子書籍を導入することによりまして、これまで図書館資料として紙媒体では購入を避けていた形態の資料を購入することが可能になると考えております。例えば、資格を取得するための問題集などは、紙媒体の資料では回答が書き込み式になっておるため、一度書き込まれてしまうと次からは使用できませんが、電子書籍は書き込みができないため、資料としての価値が損なわれることはありません。また、本体が大きくページ数も多い図鑑や画集などは重たく持ち帰りが不便ですが、電子書籍は持ち帰る必要がないため、手軽に利用することができます。特に図鑑は3D画像で立体的に鑑賞できるコンテンツもあり、電子書籍ならではの学び方が楽しめます。また、日本語のほか英語で音声を聞くことができる絵本など、電子書籍の特性を生かしたコンテンツを収集し、紙媒体の資料との差別化を図ってまいります。

電子書籍の機能の1つに、図書館や自治体が作成したデジタルデータを活用して、独自に電子書籍を作成することができる機能がございます。葛城市にしかない貴重な郷土資料をアーカイブ化することで、ローカルコンテンツとして貸出しすることができるなど、市民の皆様へ新たな情報の発信が可能になります。

現在の電子書籍のコンテンツ数は紙媒体の数に比べるとまだまだ少なく、価格も高額ですが、電子書籍は紙媒体ではできなかった新しいサービスの提供が可能になると考えております。本市といたしましては、限られた予算を効果的に使うために、紙媒体の資料と電子書籍の特性を生かした蔵書構成を構築し、広く市民の要求に応えられるよう努めてまいります。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 3D画像、立体的な図鑑、すごいです。素晴らしいですね。それからあと、葛城市の貴重な郷土資料をまたローカルコンテンツとして提供もできるという、これもなかなか素晴らしいと思います。電子書籍のこれからの期待をしたいと思います。

ところで、読書履歴などの利用者のプライバシーを守るということは、これはもう図書館の使命であります。電子図書館では貸出し、返却時に人を介さないのも、その点メリットがあると考えます。利用者のプライバシー保護につきまして、当然のことかもしれませんが、改めて見解を聞きたいと思います。

増田副議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 電子書籍は図書館のカウンターを介さずにウェブ上でコンテンツの貸出し、返

却が行われるため、誰が何を借りたのかという情報は一切図書館職員には分からないため、利用者にとっては読書履歴を知られる心配なく、電子書籍を利用することができるものと考えております。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 私は、仕事の必要上、大手書店チェーンの売上データを購入して閲覧をしております。私が見ることができるのは、どれくらいの年齢の男性または女性が、どこそこのお店の何番カウンターで、何々という書籍をいつ購入されたというデータでありますけれども、例えばその書店のポイントカードを使って購入されたとすれば、基となるデータには個人名まであるのではないかと推察をします。あるいは、個人の購入履歴がデータベース化されていても不思議ではないと推察をします。電子図書館システムにおいても、個人データの流出などはあってはいけません。契約時にはその点十分な確認と、行政としてあるいは契約者としてでき得る対策をすることを要望いたします。

さて、教育長にお尋ねをいたします。今回質問した電子図書館のご答弁にもありましたが、教育分野へのICTの導入は、既存のものを補完するだけではなく、新たな体験や価値観を生み出すものである、そのような可能性があるとは私は実感いたしました。そういった新たな道具の積極的な部分を葛城市の教育では、今後どのように生かしていくのか。教育長は学校教育の大ベテランとして、長いスパンで教育方法の移り変わりを見てこられたと思います。そのような経験も踏まえて、お考えを伺いたいと存じます。

増田副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

電子図書の利用についてなんですけれども、今GIGAスクール構想もございまして、子どもたち一人一人がタブレットを持てるという環境にもなっておりますので、今までとはちょっと考え方を改めて、そのタブレットの利用も含めてこの図書館のほうの指導のほうに当たっていききたいなというふうに考えておる次第でございます。

そこにもう一つ、私が頭を離れないのは、いくら電子やという時代でも、やっぱり紙媒体の本、これの読書ですね、そこは大事にしたいなという気があります。学力の基礎的なものは読書じゃないかなと思いますし、それが当然電子分野でも培っていけるとは思うんですけど、やっぱり紙をめくっていく、これに勝るものはないんじゃないかなという感じがするんです。今、葛城市の中の学校で、文部科学省の読書に関する表彰を受けている学校、図書館等もございまして、そういうものを大事にしながら、学校図書館、または先ほどから説明しておりますような市立図書館の読書環境の構築に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今教育長がおっしゃいましたように、紙には紙にしかできない紙の良さがあります。全部が全部電子のデバイスに変わるわけではありません。いつもいつも教育長はおっしゃっていると思うんですが、本質の部分とか、そういうところをしっかりとやっていきたいという

ことだと理解をいたしました。

今回の一般質問では、コロナ禍によって影響を受けた市民活動をどのように継続、活性化させていくかについて、また電子図書館によって広がる可能性についてお伺いをいたしました。いずれもICTの利用によって課題を克服しようとする流れがありました。

最近、人材派遣会社のパソナが、本社機能を東京から淡路島に移すと発表したニュースを見ました。ほどなくして、同じく東京に拠点を置く金融大手のSBIホールディングスが次世代金融のハブとなる国際金融センターを、首都圏ではなくて、わざわざ大阪、神戸地区を狙い撃ちしてそこに置くという構想を掲げているというニュースを知りました。いずれも東京への一極集中の弊害を、テレワークの導入などによるICTの活用で克服したという一面があります。

そこで、最後に市長にお尋ねをいたします。

葛城市の長所の1つとして尺土駅は特急で30分というように、大阪から近いということが言われてきましたし、私もそのように思っております。しかし、ニュースにありましたようにICTが距離感を克服するとすれば、単純に都心から近いというだけでは長所にはなり得なくなります。これはメリットがメリットでなくなるかもしれないという一例です。今のは単に例として挙げただけですけれども、反対に今までデメリットであったものがそうでなくなるかもしれないということも言えるわけであります。ICTが更に高度化していく中で、葛城市の今後のまちづくりについて、これまでと考え方を変えていくべき部分があるのかどうか、あるいは、どのように変えていけばいいのか、市長のお考えをお伺いいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 教育部局の質問かなと思って、こちらのほうに来ないかなと思って安心してたんですけど、急遽質問いただきましてありがとうございます。

まちづくりに対する影響というのは、これから分析しないといけないのかなと正直思っております。例えば、どの程度、どういう産業のどういう仕事が、そういう影響というか、例えばICTによってその都市でなくてもいいというような判断の中で動かされるのか。従前から確かに工場なんかの場合は、都心じゃなくてもう地方に移ってきてます。それは労働力のあるところを目指して移ってきているわけで、それとあと業種の方でも、クリエイターと言われる方々は、必ずしも東京でなくてもいいというような考え方もあるのかなと思います。でも、今の現状でそれを分析できるのかというたら、分析はできない。果たしてその影響を受けるのが1%なのか、2%なのか、それとも0.1%なのか、その辺はまだこれからの話やと思いますので、それはそういう変化が起こるといふ兆候が見られたときに分析をし、修正をしていくという作業に変わっていくと考えております。

短期間といいますか、10年、20年ベースで見ますと、大きな変化は起こりにくい可能性が高いのかなという考え方を持っておりますが、これが極端な変化が起これば当然のことながら、それに合わせてのまちづくりの在り方ということは修正をかけていくということであります。今の時点で申し上げられるのは、その部分だけで、まだデータ不足で、実際にじゃあどれだけのパーセンテージが影響受けますねという話にはなかなか、これは教育委員会のほ

うで出たから聞いたんですよ。本当のこと言うと。教育委員会部局の職員に、聞き方が悪かったのかな、どんな影響をICT活用したら出ますかと言うたら、教育委員会は全く出ないですと言われました。確かに業務としてはそれがテレワークなり、遠隔でやれる業務もあるんですよ。でも、それが全てじゃございませんので、当然人と接する部分の業務があれば、やはりそこにいてないといけないという仕事が大半になると、週のうちに1日くらいはテレワークできても、そういう例えば離れたところに職場があつてというような形には多分ならないのかな、みたいな話が教育委員会のほうでは出てきましたけども、分析自体はまだまだできていませんので、これからの話やと思っております。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 ご答弁ありがとうございました。私も今回質問をいろいろ考えたり、例えば市民活動と行政との関わり合いとかいろいろ考える中で、今コロナのこういった状況というのを、例えば今年が一番早い時期、あるいは春くらいに予見できたかということ、なかなか予見できなかった。どんどん状況は変わっていく中で、いろんなニュースが飛び込んでまいります。企業なんかも、今コロナ禍で判断をしたというものもあるでしょうし、いやいや、その前から準備をしていたというものもあるかと思えます。やっぱりその中で、常にアンテナを張り巡らせて、世の中が常に変わり得るといえるか、関係性が変わり得るといふような部分はしっかりと見ていかないといけないんじゃないかなというふうに感じました。今やっぱりICTのような便利なツールもありますので、そういうものを最大限に生かしながらお互いの、ICTってそもそも人間と人間のコミュニケーションをより円滑にするためのツールですから、やっぱりそれをよく利用していかなければならないんじゃないかなというふうに思いました。そういうことで、新たな市民と行政との関係、また行政の中の仕事がいいように回っていけばいいなというふうなことを感じました。また、そのように願ひまして、私の一般質問を以上にて終わりたいと思ひます。

丁寧なご答弁ありがとうございました。

増田副議長 吉村始君の発言を終結いたします。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

増田副議長 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、明日9日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分までにご参集をお願い申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時14分